

いわき市国土強靱化地域計画

令和8年4月

いわき市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 P 1
- 2 計画の位置付け P 2
- 3 計画期間 P 2

第2章 いわき市の概況

- 1 地域特性 P 3
- 2 過去の自然災害 P 6
- 3 災害検証 P11

第3章 基本的な考え方

- 1 社会状況等の変化への対応 P18
- 2 基本目標 P18
- 3 事前に備えるべき目標 P18
- 4 施策の展開方向 P19

第4章 脆弱性評価と推進方針 P20

第5章 強靱化の推進方針計画の推進 P23

第6章 計画の推進 P50

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波による災害は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、市内全域に甚大な被害をもたらしました。

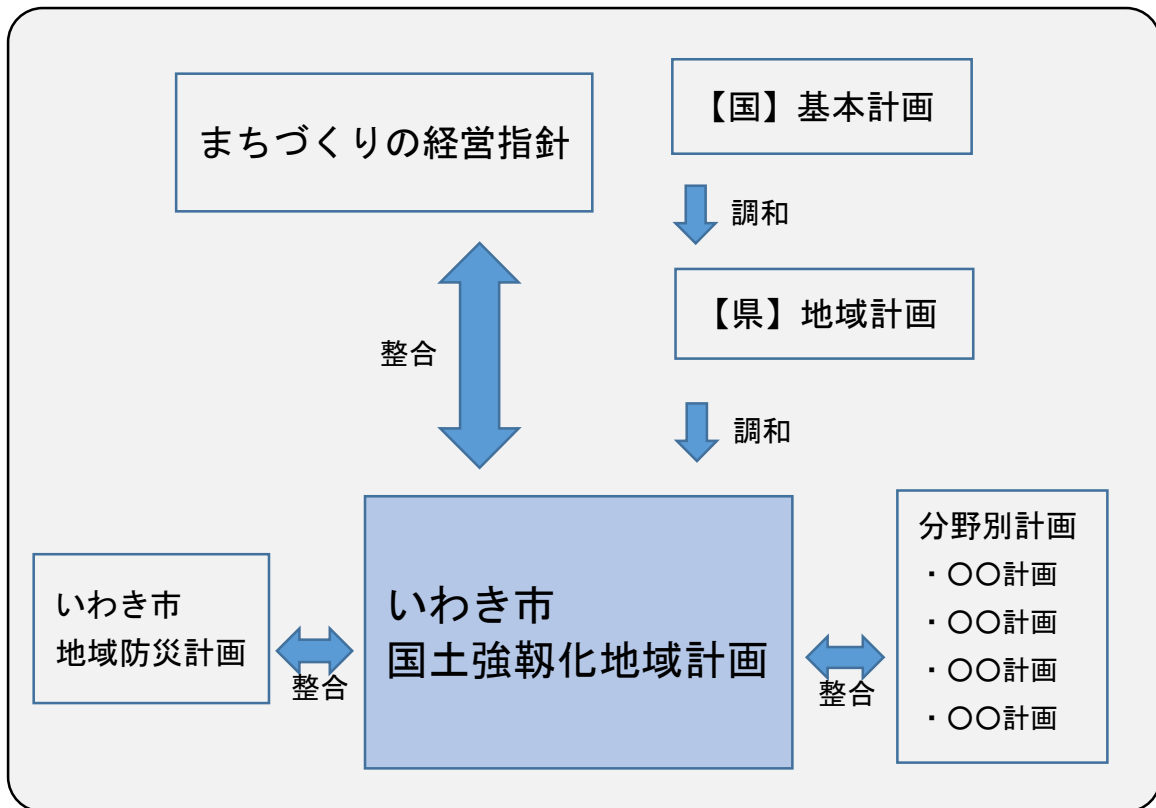
国は、こうした東日本大震災をはじめ、近年、激甚化、頻発化する自然災害を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定するとともに、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したところであるが、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等で甚大な被害が発生したことを踏まえ、これらの災害の知見等をもとに、平成30年12月に基本計画が改正された。改正された基本計画のもと、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づく取組を推進したところであるが、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実にさらなる国土強靱化を推進するため、基本法が令和5年6月に改正され、これに伴い基本計画も令和5年7月に改正された。さらに、令和7年6月には、基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である第1次国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）が決定され、国土の全域にわたる強靱な国づくりが推進されている。

これを受け福島県では、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和3年4月には令和元年東日本台風等の検証等を踏まえた計画の全体的な見直しを行い、令和5年3月には、指標や施策等の一部見直しを行いながら、本計画に基づく強靱化施策を着実に推進することで、県土の強靱化を図ってきた。

本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風、令和5年台風第13号から得た教訓を活かし、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、頻発・激甚化するあらゆる自然災害等から市民の生命、財産、地域社会を守るため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「いわき市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の基本計画や県地域計画と調和を図りつつ、「市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とするとともに、市地域防災計画並びに市公共施設等総合管理計画をはじめとした分野別計画における国土強靱化に関する部分との整合を図る計画とします。



3 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までとします。

なお、計画期間中においても、各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 いわき市の概況

1 地域特性

(1) 位置及び面積

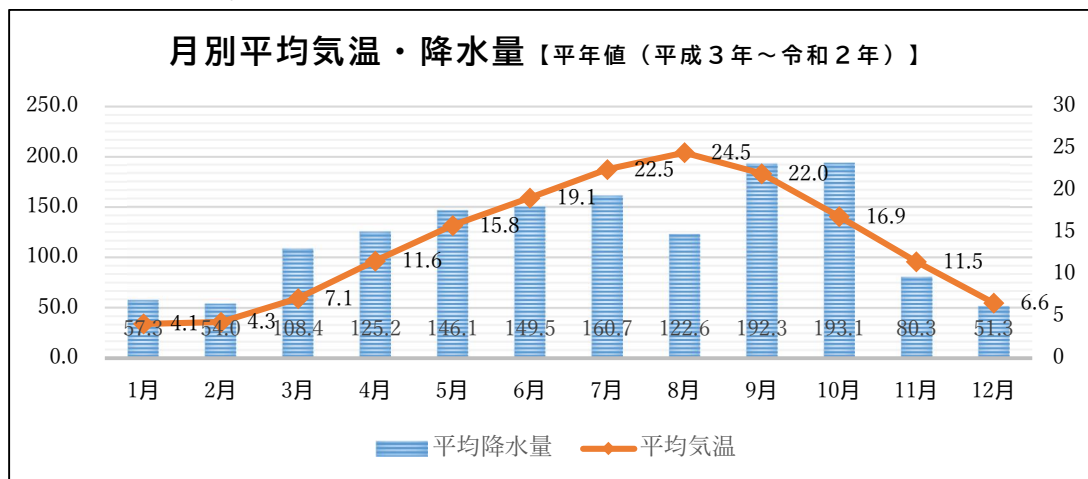
本市は福島県の東南部に位置し、南端は茨城県、東は太平洋に面しており、地形は、西方の阿武隈山地から東方へ緩やかに低くなり、平坦地を形成している。

面積は1,232.26 km²あり、県全体の約8.9%を占め、東京23区の約2倍の広大な市域を有しています。



(2) 気候

本市の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受け、気候特性は関東地方の延長上にあり、比較的寒暖差が少なく、年降水量の平年値は、概ね1,400mm程度となっています。また、積雪は年1～2回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域です。



(3) 地勢

本市の地形は、東は太平洋に面して平野が開け、西は阿武隈山脈に囲まれた太平洋低地帯といわれる地形を形成し、古生代の岩層や、中生代の岩層及び第三紀基盤として、市域の約4割が標高200m以下の丘陵地と段丘及び主要河谷の谷底平野からなっています。

山岳地帯には高い山は少なく、矢大臣山(964.7m)を筆頭に500mクラスの山が21を数えるのみです。

海岸線の延長は約60kmに及び、夏井川、鮫川等の河口付近では低平地の沖積層が広く発達しています。

市内の丘陵地の大部分は、主として第三紀の堆積岩層からなり、海岸は新舞子などの砂浜地帯を除き海食岸よりなっています。

主な河川水系として市域北部を東西に貫流する夏井川水系、中央部に藤原川水系、南部地域を横断する鮫川水系からなっています。河川数は、本支川あわせて322本ありますが、うち64本が2級河川に指定されています。

(4) 地質

市内で分布している地層は、新生代の堆積岩層です。市街地は、この堆積岩層の上に形成された第四紀の沖積層及び洪積層で主要河川の流域や河口付近の低平地には広く沖積層が発達しています。岩盤が固く構造的に安定度が高いといわれる火成岩層や変成岩層は山間地域に広く発達しています。

(5) 人口

本市の人口は、石炭産業の衰退とともに、昭和33年の354,744人をピークに減少を始めましたが、昭和46年より増加に転じ、平成6年には初めて36万人を突破しました。その後、少子化等の影響から平成11年以降は再び人口減少となりましたが、平成23年に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故で避難区域等となった双葉郡内の町村等からの避難者を受け入れたことなどにより、一時的に増加に転じました。

令和7年4月1日現在の人口は314,640人、世帯数は141,268世帯となっています。

(6) 土地利用

本市の土地利用は山林が約70%(福島県全体は約70%)、田が約6%、畑が約3%を占めており、広大な森林や農地は、国土の保全や水源の涵養、土砂災害防止のため、重要な役割を果たしています。また、宅地は約6%となっています。

市域面積の約30%が都市計画区域に指定されており、平・小名浜・勿来・常磐・内郷地区を主に市街化区域とし、これを中心に市街化調整区域等が広がっています。市街化区域のうち、工業系地域は小名浜・勿来地区の沿岸部に集中しています。

(7) 交通ネットワーク

本市では、平成 27 年に全線開通した常磐自動車道をはじめ、磐越自動車道、JR 常磐線、JR 磐越東線等の恵まれた広域交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR 常磐線が東京～仙台に至る太平洋沿岸に位置する南北の幹線であり、JR 磐越東線はいわき～郡山を連絡する東西の幹線になっています。

路線バスは、新常磐交通（株）により、国道 399 号、県道いわき上三坂小野線及び県道小名浜平線を中心に運行されています。

道路交通は、常磐自動車道や磐越自動車道のほか、国道や主要地方道、県道により地域内の幹線道路ネットワークを形成しています。

また、小名浜道路の開通により、国際物流港湾である小名浜港へのアクセス性が格段に向上することとなり、首都圏等からの広域連携が促進され、交流人口の増加や企業活動の活性化が期待されています。

2 過去の自然災害

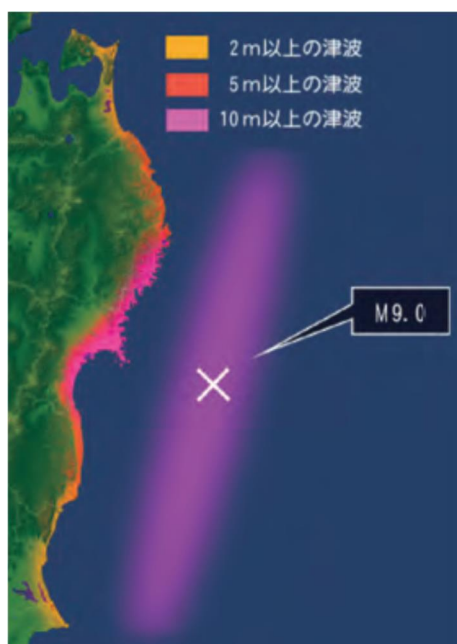
(1) 地震・津波災害

本県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上例を見ないマグニチュード9.0の巨大地震と大津波を発生させ、多数の死者・行方不明者を出すなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、原子炉内の燃料損傷により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となりました。本市においても、建物の倒壊、ライフラインの遮断、社会システム等の損壊に加え、放射性物質の拡散により、農林水産物等が汚染され、出荷や生産停止、価格低下などの被害が発生するなど、市内全域に風評が及び、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となりました。

【東日本大震災の概要】

発生日時	平成23年3月11日(金) 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ約24km)
規模	マグニチュード9.0
震度	6弱
最大津波高	8.57m(平豊間)
人的被害(R2.8.31現在)	直接死293名 関連死138名 死亡認定を受けた行方不明者37名
住家被害(R2.8.28現在)	全壊4,644棟、大規模半壊6,469棟、半壊26,452棟、 一部損壊26,004棟



【東日本大震災による被害状況】



久之浜



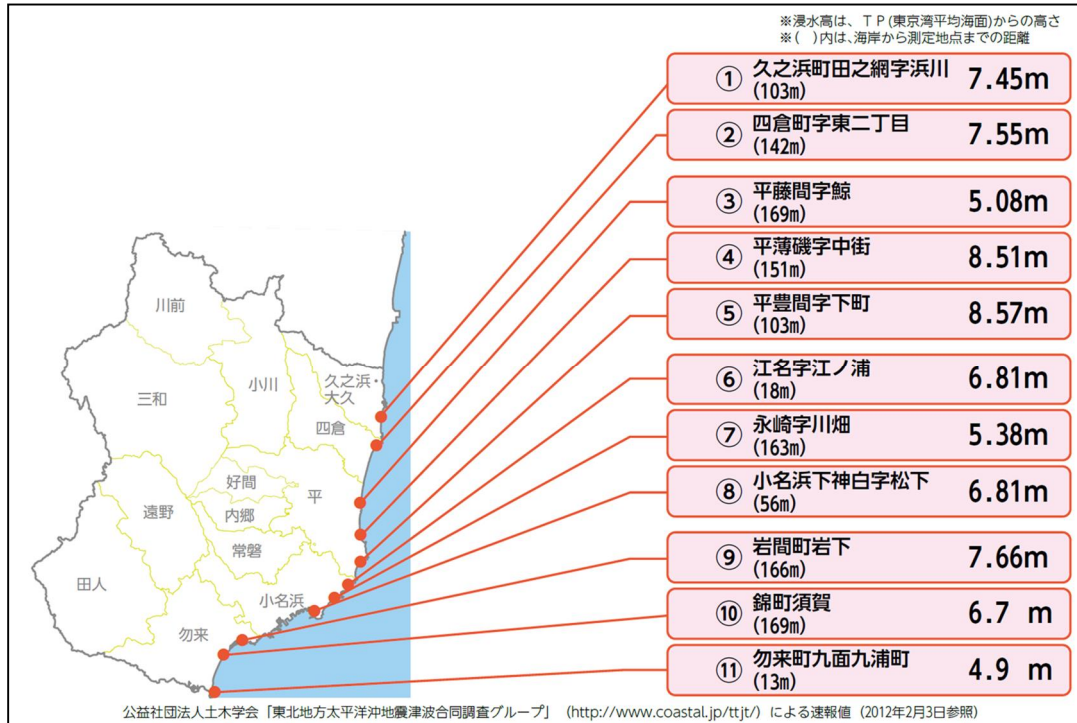
四倉



豊間



小名浜



(2) 風水害・土砂災害

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）や、大型化した台風等に伴い発生した線状降水帯の大雨などによる水害が頻発しています。災害発生要因には、温暖化や都市化など様々な要因がありますが、激しい雨が突然、狭い範囲で短い時間に降ることが多く、予測が難しいとされています。本市においても、平成25年4月に、発達した2つの低気圧の影響により、1時間あたりの降水量として91mmを記録し、住家等の浸水被害505棟、崖崩れ31箇所と、市街地を中心に大きな被害をもたらしました。

また、令和元年10月12日から13日にかけて本市を直撃した、大型で非常に強い勢力であった台風第19号（令和元年東日本台風）により、本市では初めてとなる大雨特別警報が発表され、特に三和地区においては、2日間の総雨量が448mmになるなど、暴風を伴う記録的な大雨となりました。この豪雨により、夏井川などの河川に決壊等が発生し、多くの尊い命が失われるとともに、平の平窪地区、赤井地区をはじめ、小川地区、好間地区など、広範囲にわたって床上浸水や土砂災害等に伴う住家被害が多数発生したほか、基幹浄水場である平浄水場の被災に伴う断水により、多くの市民の暮らしや企業活動等にも支障をきたし、市内各所において甚大な被害が生じました。

【令和元年東日本台風の概要】

発生年月	令和元年10月12日（土）から10月13日（日）
地区別総雨量	平206mm、小名浜176mm、勿来180mm、常磐243mm、内郷270mm、四倉183mm、遠野296mm、小川241mm、好間162mm、三和448mm、田人298mm、川前242mm、久之浜・大久188mm
河川氾濫	決壊箇所：10箇所（夏井川、好間川、鮫川） 越水箇所：7箇所（夏井川、新川、宮川、鮫川）
浸水面積	夏井川水系：約1,210ha（夏井川、好間川、新川） 鮫川水系：約65ha（鮫川）
人的被害（R2.9.1現在）	直接死8名、関連死4名、多発性外傷1名
住家被害（R2.9.1現在）	全壊103棟、大規模半壊759棟、半壊3,001棟、一部損壊1,246棟

【令和元年東日本台風による被害状況】



夏井川の氾濫による浸水被害（平窪地区）



救助の様子（平窪地区）



被災した小川支所（小川地区）



集積された災害廃棄物の状況（好間地区）



崩落した市道の状況（田人地区）

(3) 雪害

平成 26 年 2 月 8 日、15 日の大雪は、南岸低気圧の影響により、太平洋側を中心に記録的な大雪となり、本市においても、8 日には常磐湯本町で 25cm の積雪を記録、15 日には小川町戸渡地区で約 150 cm、川前町外門地区で約 100 cm、三和町新田地区で約 100 cm、田人町井出地区で約 100 cm の積雪が確認され、死者 1 名(落雪)、軽傷 3 名の人的被害、住家等の一部破損 21 棟の被害が発生しました。市内全域の降雪となったため除雪作業に長時間を要したほか、約 3,400 戸を超える停電の発生、さらには中山間地域では、一時車両通行が不能となるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。本市における大雪は極めて稀な事象ですが、中山間地域の高齢化、過疎化、除雪の担い手の減少等の状況から、今回の教訓を踏まえ、除雪の事前準備等も含め、大雪に対する災害対策を講じる必要があります。

【平成 26 年 2 月 15 日の大雪（中山間地域の積雪量）】



3 災害検証

(1) 令和元年台風第19号に関する災害対応検証報告

有識者を交えた委員会において、約5,300件のアンケート調査及び市町村防災担当職員への聞き取り調査等により検証され、以下の内容が報告された。

① 情報伝達の在り方について

課 題	課題解決の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の災害では、市はきめ細かく情報発信したが、内容がわかりにくく、高齢者等の情報弱者目線ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エリアメールについては、地域名を加えた形で、文章形式から箇条書きにするなど、わかりやすい表現に改善する。(実施済)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測対象河川を複数有し、広域合併自治体であることから、複数の地区の警報がエリアメール等で何通も届き、最新の避難情報・個々の市民が必要とする自宅周辺の情報が把握しづらかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ どの情報が最新情報か、居住地区の情報がどれか、把握しやすいよう、別途、情報のまとめページを設ける等の工夫が必要である。 ▶ 河川の水位状況に関する情報として、河川水位情報サイトや河川水位に対する避難情報と市民がとるべき避難のタイミングの目安を河川洪水ハザードマップへ掲載し、さらに、きめ細かい河川の水位情報を得るための福島県河川流域総合情報システムのメール配信サービスへの登録促進を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアメールの内容に、今回被災した地域名が記載されておらず、危機感が伝わってこなかった。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水位状況に関する情報をもっときめ細かく発信すべきではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風雨の騒音により、消防車両等による伝達内容が伝わりにくかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防車両による伝達については、速度を落として、確実かつきめ細かい広報を行う。(実施済)
<ul style="list-style-type: none"> ・ もっと危機感のある内容で情報発信することで、早期の避難につながるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難情報等の発信を行う際は、必要に応じ、より危機感や切迫性が伝わるよう、伝達内容を工夫する。(実施済)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ラジオは、現在、地域の自主防災組織代表者や民生児童委員に配布しているが、今後は、対象者を拡充すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報弱者に対する情報伝達手段として、防災ラジオの貸与対象者の拡大に取り組む必要がある。(実施済)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線は、東日本大震災を契機に沿岸部に増設されたが、ハザードマップの浸水範囲内には整備されていない。水害が起きそうなところには、防災行政無線の整備を検討していく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災行政無線については、1基あたりの設置費用が高額であり、仮に浸水範囲内の地区の全世帯に聞こえるようにするには、多くの場所に設置する必要があるなど、莫大な費用や時間がかかることから、設置については、浸

	水地域内の公民館や避難所等を中心に検討するとともに、消防団詰所に設置している消防サイレンを有効に活用することとし、避難訓練等を通して、住民にサイレンの吹鳴の意味を周知する。(一部実施済)
・ 高齢者や携帯電話を持たない情報弱者にも確実に災害情報を伝える方策を考えるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FMいわきの割り込み放送を実施する。(実施済) ▶ 固定電話を活用した一斉電話サービスについて、他市の導入事例を調査・研究する。 ▶ 携帯電話は市民の身近なツールであり、屋内外にかかわらず、どこでも情報入手が容易であることから、多くの市民に対し、防災メールの登録促進を図る。(実施済)

② 避難所開設・運営のあり方について

課 題	課題解決の方向性
・ 一部の避難所に避難者が集中し、受け入れが困難となった。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。(実施済) ▶ 災害時における避難所の受け入れ状況について、市ホームページや市防災メール等を通して、市民に周知し、避難所の分散化を図る。 ▶ 分散避難を促進させるため、初期段階から避難所の開設数を増やすとともに、地域所有の集会施設等についても活用を図る。(一部実施済)
・ 浸水想定区域内の住民については、自宅から離れた場所の避難所に行く必要があった。	▶ 避難所は、地域の特性にあわせて開設すべきであり、浸水地域においては、河川洪水ハザードマップの改訂等を踏まえ、早期避難が必要となることを周知しつつ、高台にある公共施設や民間施設、地域外の施設利用等も含めて検討を行う。また、浸水地域において、校舎等の活用により垂直避難等が
・ 水害の場合、垂直避難の必要性があることから、必要に応じて体育館だけでなく、洋式トイレや保健室のある校舎の利用も検討すべきではないか。	

	<p>可能となる施設については、区域内においても避難場所として位置付ける。</p> <p>なお、体育館が避難所となっている場合において、必要に応じて体育館だけでなく、洋式トイレや保健室のある校舎を利用する。(一部実施済)</p>
<p>・ 福祉避難所について非公表としたことから、避難所への避難をためらうケースが見受けられた。</p>	<p>▶ 開設する福祉避難所を事前に公する。</p>
<p>・ 新型コロナウイルスの感染が増加している状況下において、感染症対策を講じた開設のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>▶ 避難所の開設・運営にあたり、手指消毒液等の衛生用品の設置をはじめ、スペースの確保、パーティションの設置、避難所内の換気など、3密を防止するための新型コロナウイルス感染症対策を講じる。(実施済)</p> <p>▶ 避難所の開設数を増やす。(実施済)</p>
<p>・ 大規模災害発生時には、既存トイレの機能が喪失する恐れがある。</p>	<p>▶ 避難所のトイレは、災害用トイレの有効活用や仮設トイレの設置、さらにはトイレトレーラーなどの移動設置型トイレの導入に取り組むほか、洋式トイレの整備に取り組む必要がある。(一部実施済)</p>
<p>・ 一部の避難所においては、トイレの電気がつかない、雨漏りがする、冷暖房設備・スロープ・階段手すりがないなど、設備面で不具合等があった。</p>	<p>▶ 避難所の設備面のチェックを行うとともに、可能な限り、高齢者などの要配慮者に配慮した施設の計画的な環境整備を行う。</p>
<p>・ 避難所業務の経験のない職員が多く、職員間のスキルの継承が行われていないのではないかと。</p>	<p>▶ 避難所運営にあたる職員を増員するとともに、職員の資質向上を図るため、平時から研修会や市防災訓練等の機会を通して養成し、災害時には、避難所業務に配置する体制とする。</p>
<p>・ 避難所運営に必要となる、車の誘導、福祉スペースや簡易式トイレの設置、本部との連絡、健康や栄養管理、ペット連れなどの対応ができる職員を配置する必要がある。</p>	<p>▶ 市では、自主防災組織、消防団等を対象に、防災士養成講座を開催しているが、防災士養成のさらなる充実・強化を図るため、市職員をはじめとして、受講対象者を拡大すべきである。</p> <p>▶ 避難所運営に関わった職員・ボランティア団体等の意見を踏まえて、避難所運営マニュアル等の見直しを行う。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に避難所内でセクハラの被害に遭うケースが報告されていることから、何らかの対策を検討しておくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所運営委員会に積極的に女性に参画してもらうとともに、職員が避難所内の巡視を行い、治安維持に努める必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の中には、避難所にペット連れで避難ができないと考えている方もいることから、周知、啓発を行うとともに、ペット連れでも気兼ねなく避難できる環境整備を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動物が苦手(感染症等への不安)な避難者に十分配慮しながら、可能な範囲で建屋内にケージに入れたペット動物を飼育管理できる場所を確保するよう努める。また、飼い主には、ペット用の備蓄品の確保や平時からペットにケージ等へ入れることを慣らしておくことなど、災害への備えを呼びかけるとともに、災害時にはペット連れでも避難所での受け入れが可能であることを積極的に市民に周知する。

(2) 令和5年台風第13号に関する災害対応検証報告

東北大学災害科学国際研究所及び福島工業高等専門学校において、被災現場の調査及びヒアリング、分析を実施し以下の内容が報告された。

① 台風第13号の被災実態と改善

- ・ 河川流域の安全確保
 - ▶ 河積阻害になり得る流木等の発生を抑制するために、河川に影響を及ぼす可能性がある森林（公有林，私有林等）の適切な管理を実施すること。
 - ▶ 河川や住家などに土砂流入などの発生を抑制するために治山対策や砂防対策等を実施すること。
- ・ 水路の安全確保
 - ▶ 住家等に影響を及ぼす可能性がある水路等（排水路，道路側溝，雨水管，用水路）について、管理者等と相談の上、適切な改修を実施すること。また、住民や行政等が協働し、水路清掃や浚渫などの適切な管理を実施すること。
 - ▶ 使用しなくなった堰など、管理者と相談の上、撤去や適切な改善を実施すること。

② 避難行動に関する改善

- ・ 指定避難所の開設場所
 - ▶ 高齢者等避難で開設する指定避難所、及び避難指示で開設する指定避難所を予め明らかにしておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の避難方法
 - ▶ 避難行動要支援者の避難方法の確保のために、災害協定や災害時相互応援協定等を活用すること。

③ 避難所等の改善

- ・ 指定避難所の改善
 - ▶ 指定避難所の環境改善を実施すること。体育館や柔道場などの床面積の広い場所では、避難者の有無に関わらずパーティションを設置し、プライバシーの確保を努めること。学校施設が避難所の場合は、要配慮者の配慮や熱中症等の予防の観点から空き教室等の積極的な利用を検討すること。
- ・ 福祉避難所の改善
 - ▶ 福祉避難所の環境改善を実施すること。熱中症等の予防の観点から災害時でも避難所内で冷房設備が使用できるか調査を実施し、適切な改善をすること。また、電源を必要とする要配慮者のために、非常用発電設備や蓄電池等の設置について検討すること。
- ・ 流通備蓄の把握
 - ▶ 流通備蓄の現況の把握を実施すること。現況把握として、流通備蓄の在庫数や流通備蓄の提供開始時期、提供量などをまとめること。また、流通備蓄は、繁忙期や閑散期で在庫量が異なるため、被害想定等を元に不足が無いように計画を立てること。
- ・ 多文化防災の推進
 - ▶ 多文化を想定した宗教的配慮（祈りの場、食事等）や多言語表記の掲示物などの準備を実施すること。
- ・ 要配慮者を想定した避難所運営訓練
 - ▶ 要配慮者（医療的ケア児や乳幼児、外国人、旅行者等を含む）の避難所運営の訓練も実施すること。

④ 災害対策本部及び地区本部の改善

- ・ 避難情報の発令等の改善
 - ▶ 市全域に対する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令を極力避け、地域単位もしくは河川単位での避難情報の発令すること。ただし、台風の路や線状降水帯の発生場所などが予測しづらい場合においては、市全域に対しての避難情報の発令を実施すること。
- ・ 地区本部に関する改善
 - ▶ 地区本部内での意思決定や情報共有等を速やかにできるように防災勉強会やクロスロードなどの災害対応訓練、情報伝達訓練など、定期的を実施すること。
 - ▶ 地区本部内で、職員の疲弊度合いを常に把握すること。また、地区本部内で余剰人員がある場合は、他の地区本部に応援を出せるように準備をすること。
- ・ リエゾンに関する改善
 - ▶ 警察や自衛隊、海上保安庁などからの情報提供や共有を迅速化するために情報伝達訓練の実施や県防災システムの入力訓練などを実施すること。

⑤ 情報発信の改善

- ・ 発信情報の精査
 - ▶ 福島地方気象台からの警報・注意報の発表情報は、いわき市以外の地域の追加・削減の情報は発信しないようにシステム改修をすること。
- ・ 市の緊急災害情報のウェブページ
 - ▶ 住民に対して情報を取得しやすくするために、緊急災害情報ページの情報発信のルールを定めること。
- ・ ポンプ場の可視化
 - ▶ 高齢者等避難の発令後からポンプ場の稼働状況についてウェブページ上で発信することを検討すること。また、災害発生中に何らかの不具合によりポンプ場の稼働停止がなされた場合の住民への周知方法について検討すること。

⑥ 災害復旧の改善について

- ・ 災害廃棄物関係の改善
 - ▶ 仮置場の設置やし尿処理を迅速に進められるように災害廃棄物処理基本計画の見直しを実施すること。
- ・ 災害ボランティアの受入等の改善
 - ▶ 社会福祉協議会の災害ボランティアの設置や受入等のマニュアル及び市の地域防災計画の内容について、社会福祉協議会と市の関係部署との再度協議を実施すること。
- ・ 被災者支援の改善
 - ▶ 令和5年台風第13号被災者生活再建支援パンフレットについて、専門用語をなるべく使用しないように心がけることと、専門用語を解説するページを作成するなどの工夫を実施すること。

⑦ その他の改善について

- ・ ハザードマップ等の改善
 - ▶ 各種ハザードマップについて、凡例などの表記の方法が統一されていないことや必要情報が地図上に記載されていないなどがあることから各種ハザードマップを見直し、適宜修正を行うこと。
- ・ 現地調査や人命救助のためのドローン等の情報収集装備の拡充すること。
- ・ 防災協定締結機関との連携を強化すること。
- ・ 氾濫地形図（治水地形分類図）の整備を検討すること。

※ 自主防災組織及び自治会等に対するお願い

- ・ 避難所運営訓練の実施について
- ・ 線状降水帯の危険性についての講習の実施について
- ・ 自主防災組織及び自治会と地区本部（支所）の連携強化について

第3章 基本的な考え方

1 社会状況等の変化への対応

国土強靱化の推進に当たっては、国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大や工期延伸等の顕在化している課題への対応がしながら総合的・計画的に推進する。

- ① 災害外力・体力の変化への対応
- ② 人口減少等の社会状況の変化への対応
- ③ 事業実施環境の変化への対応

2 基本目標

国の基本計画及び「1 社会状況等の変化への対応」を踏まえ、本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向け、事前に備えるべき目標として、次の7項目を設定します。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 施策の展開方向

「事前に備えるべき目標」を達成するため、次の5つの展開方向に沿って施策に取り組む。

(1) 市民の生命財産を守る防災インフラの整備・管理

大規模な自然災害等の県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

(3) デジタル技術による国土強靱化政策の高度化

デジタル技術が持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、県・地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体となって推進する。

(4) 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県・市の適正な連携・補完関係を強化するとともに、市民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

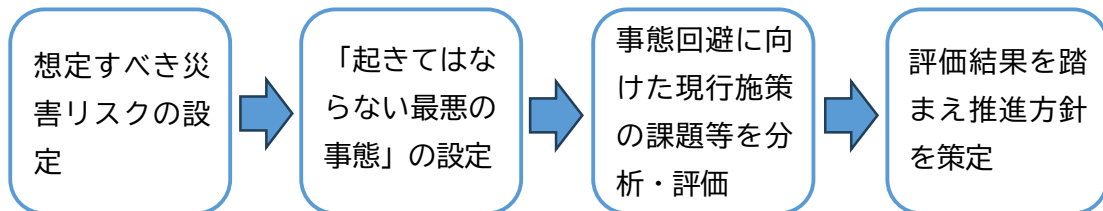
(5) 地域における防災力の一層の強化

人口減少や少子高齢化等の地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第4章 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



① 本計画の対象とする災害リスク

本市は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、ひとたび発生すれば広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

② 「起きてはならない最悪の事態」の設定

設定した7つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標 (7項目)		起きてはならない最悪の事態 (29項目)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響
		4-3	異常湧水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
		6-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		6-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

7	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		7-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

③ 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、12項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（12項目）			
1	行政機能・消防等	7	農林水産
2	住宅・都市	8	環境・気候変動
3	保健医療・福祉	9	県土保全・土地利用
4	エネルギー・情報通信	10	リスクコミュニケーション
5	経済・産業	11	長寿命化対策
6	交通・物流	12	デジタル活用

(2) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部課横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

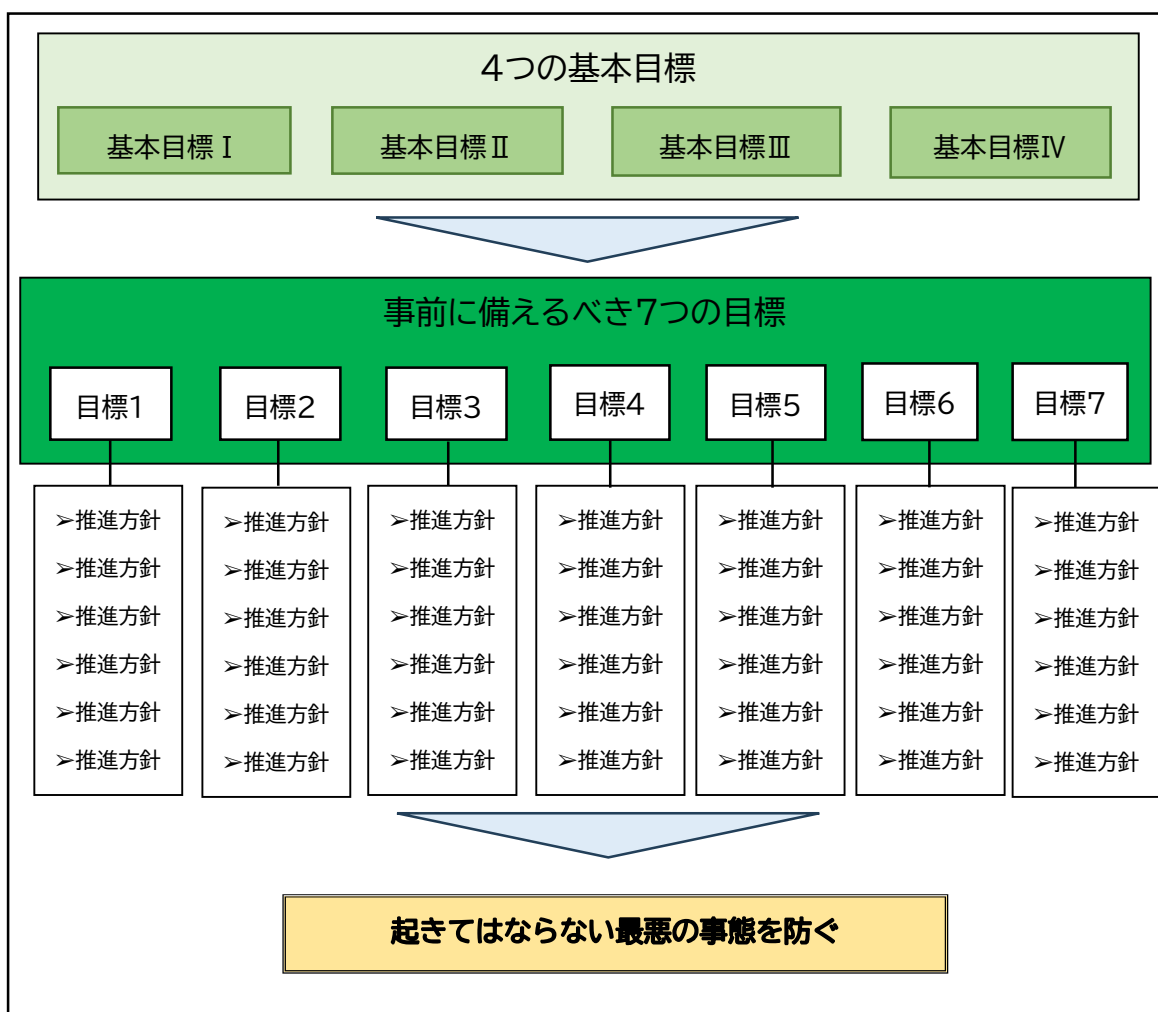
第5章 強靱化の推進方針

(1) 推進計画の策定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。

また、強靱化施策分野ごとに対応する推進方針をとりまとめた内容は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した29の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合でも、本県に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。



(2) 推進方針の具体的内容

本市の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次の表のとおりである。

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生					
多文化共生推進事業	外国人が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠な「防災」を常日頃から意識していただくため、平常時における外国人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、日本語学習支援や生活相談、市政に関する多言語化、やさしい日本語の普及促進等を図る。	外国人に対する情報提供等（平常時）	—	—	男女共同・多文化共生センター
—	・防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。 ・児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。 ・児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。 ・地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。 ・教職員用に災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。 ・防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。	学校における防災教育の推進	—	—	学校教育課
小中学校長寿命化事業	本市の教育環境における安全と安心が確保されるよう、学校施設の鉄骨・鉄筋の腐食対策やライフラインの更新などの長寿命化改修を実施する。 また、発災時における児童生徒等の事故防止を図るとともに、災害時に避難所になることも踏まえ、外壁等改修や体育館への空調整備等の必要な工事を実施する。	学校施設の老朽化対策等	のべ57施設 (R7)	のべ24施設 (R8)	学校支援課
小中学校体育館空調設備整備事業	さらに、児童生徒等の衛生・健康の保持や施設の感染症対策等を目的としたトイレの洋式化改修についても計画的に実施する。		0施設 (R7)	6施設 (R8)	
公民館等長寿命化事業 (文化センター、公民館33館、生涯学習プラザ)	①公民館等の役割及び機能の見直し、②公民館等の施設に係る複合・集約の方向性及び整備、改修等の優先順位に関する事項などについて検討を行い、「公民館のあり方に関する基本方針」を策定し、「個別施設計画」のローリングに反映していく。	公民館等長寿命化事業	実施中	事業継続 (R12)	生涯学習課
—	大規模地震等が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとの長寿命化計画の作成するなど、計画的な点検・施設更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。 また、関係機関及び事業者が連携・協力して、事業継続のための訓練や事業継続計画(BCP)の見直し等港湾の事業継続の実効性を高める取組を推進するよう、あわせて働きかけていく。	港湾施設の維持管理・防災体制の強化	—	—	産業みらい課
いわき市就学前教育・保育施設整備事業費補助金	耐震化、老朽化対策を目的とした改築や改修等に伴う経費の一部を補助することで、子どもを安心して育てることができ体制の整備を促進する。	私立認可保育所等の耐震化・長寿命化	—	—	保育・幼稚園課
公立保育所整備事業	本市の保育環境の改善や安全性が確保されるよう、老朽化や利用状況等も踏まえながら、公立保育所の改築及び耐震補強工事等を計画的に進める。	公立保育所の耐震化・長寿命化	—	—	保育・幼稚園課
空き家バンクを活用した売買等の成約実績	関係団体と連携し、空家化の予防、空き家の流通・活用の促進を進めるとともに、管理不全な空き家については、所有者に適正な管理を依頼し、著しく危険な空家等については、特定空家等として行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保する。	総合的な空き家等対策の推進	55物件 (R8.2)	90物件 (R12)	住まい政策課
いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業	住宅は生活の基盤であり、大地震から人命を保護するため、市は、国・県と連携し、所有者等に対して、住宅の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断者派遣事業、耐震化工事支援事業の活用を勧めながら、住宅の耐震化の促進を図る。	住宅の耐震化	耐震化率90.2% (令和5年度)	耐震化率100% (令和12年度)	住まい政策課
住宅の耐震化率	耐震化率90.2% (令和5年度)		耐震化率100% (令和12年度)		
—	建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、市は、国・県と連携し、耐震性のない建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修工事への助成を行い、建築物の耐震化の促進を図る。	建築物の耐震化	—	—	建築指導課
倒壊等のあるブロック塀等の撤去等率	倒壊時に危険が生じる恐れのあるブロック塀等の所有者に対し注意喚起・制度の周知を行い、避難路における安全対策を図っていく。	道路に面しているブロック塀の安全対策	3.0% (2023年)	9.0% (2027年)	建築指導課
内郷駅跨線人道橋整備事業	利用者の安全・安心を確保するため、新たに耐震性を有する跨線人道橋を整備する。	跨線人道橋の整備	実施中 (2026年)	完成 (2029年)	都市整備課
駅前広場等長寿命化事業対象駅	地震等による災害時においても、利用者の安全・安心を確保するため、施設の定期点検を実施し、予防保全による施設の長寿命化を図る。	駅前広場等施設の長寿命化	2施設 (2026年)	3施設 (未定)	都市整備課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
小名浜港背後地施設長寿命化事業 定期点検対象施設	津波等による避難時においても、利用者の安全・安心を確保するため、施設の定期点検を実施し、予防保全による施設の長寿命化を図る。	小名浜港背後地施設の長寿命化	0施設 (2026年)	1施設 (2027年)	都市整備課
湯本駅周辺土地区画整理事業 都市計画道路湯本駅前線 約180m	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。	都市計画道路の整備	設計中 (R7)	完成 (R12)	都市整備課
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路勿来常磐線 約900m	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。	都市計画道路の整備	工事施工中 (R7)	完成 (R13)	勿来区画整理事務所
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路須賀二枚成線 約1,400m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦東幹線 約600m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦西幹線 約600m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
修繕工事を実施した橋梁数 (工事期間：R6年度～R10年度)			18橋 (令和7年度)	80橋 (令和10年度)	
修繕工事を実施したトンネル数 (工事期間：R6年度～R10年度)	1施設 (令和7年度)	5施設 (令和10年度)			
修繕工事を実施した道路附属物数(大型カルバート、横断歩道橋、門型標識)(工事期間：R6年度～R10年度)	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路、緊急輸送道路跨道橋をはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。	道路メンテナンス事業	1施設 (令和7年度)	7施設 (令和10年度)	維持保全課
点検した橋梁数 (点検期間：R6年度～R10年度)(3巡目)			506橋 (令和7年度)	1,855橋 (令和10年度)	
点検したトンネル数 (点検期間：R6年度～R10年度)(3巡目)			4箇所 (令和7年度)	9箇所 (令和10年度)	
点検した道路附属物数 (点検期間：R6年度～R10年度)(3巡目)			7箇所 (令和7年度)	26箇所 (令和10年度)	
市計画道路播種小路幕ノ内線(柳町工区)L=560m			道路拡幅及び無電柱化については安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄与することから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限りの早期完成へ向け整備を進める。	無電柱化の推進	
都市計画道路播種小路幕ノ内線(旧城跡工区)L=410m	工事中 (R7)	完成 (R9)			
田町・谷川瀬線 L=420m	工事中 (R7)	完成 (R17)			
安全みちまちプロテクト事業	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。	緊急輸送道路等の防災・減災対策	—	—	建設事業課
法面崩落対策工事を実施した法面数	13箇所 (2025年)	23箇所 (2028年)			
点検する法面数	0箇所 (2025年)	330箇所 (2030年)			
外壁等改修工事(外壁改修率)	市営住宅の長期的な安全性と居住性の向上を確保するため、「公営住宅ストック総合改善事業」を推進し、外壁や給水管の改修等を計画的に行っていく。	市営住宅の長寿命化等	49% (2025年)	54% (2027年)	住宅営繕課
給水設備改修工事(給水設備改修率)			64% (2025年)	72% (2027年)	
—	危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導の強化を図る。 また、危険物貯蔵等事業所に対し、危険物に関する知識の普及啓発を図り、関係機関及び隣接する危険物取扱事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導する。 さらに、危険物施設の点検及び安全性評価を定期に行わせるとともに、自衛防災体制の強化対策として具体的な災害を想定した予防規程等の整備及び実践的な防災訓練等の実施についても指導していく。	危険物施設の災害予防	—	—	消防本部予防課
—	施設の集約や統合を行うことで、団員や車両などを効率的に配置し、消防力の低下を防ぎます。また、消防団の持続可能な運営と効率的なマネジメントを図るため、地域住民と協議しながら、地元の特性に応じた最適な施設配置と消防団のあり方を追求してまいります。	消防団施設の集約及び統合	—	—	消防本部総務課
—	車両等資機材の適切な整備が、活動遅延や隊員の受傷事故を防止し、ひいては市民の安全・安心につながることから、消防力を有効活用できるよう計画的な更新整備を行う。また、消防水利施設の長寿命化や通信手段の多元化により、災害に強いまちづくりを行う。	消防車両等資機材の整備	—	—	消防本部警防課
消防団DX推進事業	①消防団員の災害対応力を強化するため実践的な訓練を行うほか、消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行い、技術と知識の向上を図る。 ②消防団アプリを導入し、迅速な出動を図るとともに、活動時における効率的な情報共有を実現することにより、効率的な消防団活動をめざす。 ③団員確保のための広報活動に注力し、特に若年層の入団者獲得を目指すとともに、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や消防団員であることにより飲食店等において特定のサービスが得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団の充実強化を目指す。	消防団員の充実強化	登録者数 (70%)	登録者数 (100%)	消防本部総務課
消防機械整備事業	大規模災害時に効率的な消防団活動が展開できるように、更新基準に従い経過年数の長い車両等を更新します。また、施設の集約や統合に合わせ、車両などを適正に配置し、消防力の維持に努めます。	消防団機械等資機材の整備	計画 (2026)	計画 (継続)	消防本部総務課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
防災ラジオ貸出	災害発生時における緊急情報をいち早く認識するためのツールの一つとして防災ラジオの普及を図る。	防災ラジオの貸出	—	—	災害対策課
防災アプリ普及啓発		防災アプリの普及啓発	30,274人 (R8.2)	50,000人 (R10)	
防災メール普及啓発		防災メールの普及啓発	28,048人 (R8.2)	32,000人 (R10)	
総合防災訓練の実施	防災訓練を実施することで、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時の避難行動や安全確保、または、地域における役割を認識することで、個々の判断力や行動力の向上を図る。	総合防災訓練の実施	年2回	事業継続	災害対策課
移動系防災行政無線の導入	次世代無線機器の導入により、災害時における通信環境の向上を図る	移動系防災行政無線	導入の検討 R7	導入・運用 R8	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図りながら、更なる避難環境の整備を図るため、河川洪水等の浸水区域内においては、一時的に垂直避難できる立体駐車場等を有する施設や、洪水や土砂災害、津波等の危険が及ばない区域においては、市民の皆様が一時的に避難できる施設など、民間が所有・管理する施設の積極的な活用について、関係機関や団体等と連携を図りながら、検討を進めていく。 また、誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点から、災害時非常用トイレに加え、避難所のトイレの洋式化やトイレカーの導入について検討する。	住民への情報伝達手段の充実	—	—	災害対策課
—	老朽化の著しい表示板を中心に、計画的に修繕を実施する。	避難場所・避難所の標識の設置	—	—	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図りながら、更なる避難環境の整備を図るため、河川洪水等の浸水区域内においては、一時的に垂直避難できる立体駐車場等を有する施設や、洪水や土砂災害、津波等の危険が及ばない区域においては、市民の皆様が一時的に避難できる施設など、民間が所有・管理する施設の積極的な活用について、関係機関や団体等と連携を図りながら、検討を進めていく。 また、誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点から、災害時非常用トイレに加え、避難所のトイレの洋式化やトイレカーの導入について検討する。	指定避難場所・避難所の確保	—	—	危機管理課
—	今後は、引き続き、様々な手法を活用し、市民の皆様が防災意識の向上に取り組むとともに、地域コミュニティにおける防災活動の推進を図る観点から、自主防災組織や、防災関係機関、団体等と連携を図りながら、地区防災の指針となる「地区防災計画」や「地区ハザードマップ」の作成に取り組むこととする。 更には、引き続き動画による「いわき市防災講座」などを活用した防災知識の高揚と理解の促進に努めるとともに、地域ごとの災害リスクに応じた、住民参加によるきめ細やかな市総合防災訓練の実施などを通じて、「自助」「共助」の活動の充実を図りながら、更なる地域防災力の向上に努める。	防災知識の普及と防災意識の高揚	—	—	災害対策課
自主防災組織新規結成時等の資材補助	自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。	自主防災組織等の活性化	—	—	災害対策課
自主防災組織への防災士の配備	また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通し、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実に努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。				
自主防災組織研修会の開催					
地域コミュニティ強化事業	自主防災組織に対して、総合的な地域防災力の向上を図ることを目的に、地区防災計画の策定に向け、自主防災組織研修会や防災関係機関等に対する出前講座などの開催に併せ、先行事例を紹介しながら計画策定の取組みを促すなど、あらゆる機会を捉えて計画の周知、啓発を図るとともに、各地区における計画策定等に必要の支援を実施する。	地区防災計画の策定の促進	—	—	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生					
多文化共生推進事業	外国人が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠な「防災」を常日頃から意識していただくため、平常時における外国人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、日本語学習支援や生活相談、市政に関する多言語化、やさしい日本語の普及促進等を図る。	外国人に対する情報提供等（平常時）	—	—	男女共同・多文化共生センター
—	・防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。 ・児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。 ・児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。 ・地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。 ・教職員用に災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。 ・防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。	学校における防災教育の推進	—	—	学校教育課
—	大規模地震等が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとの長寿命化計画の作成するなど、計画的な点検・施設更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。 また、関係機関及び事業者が連携・協力して、事業継続のための訓練や事業継続計画（BCP）の見直し等港湾の事業継続の実効性を高める取組を推進するよう、あわせて働きかけていく。	港湾施設の維持管理・防災体制の強化	—	—	産業みらい課
—	・公立幼稚園・保育所については、避難確保計画の作成は完了しているものの、内容に一部不備が見受けられることから、計画内容の精査を実施し、関係基準に適合した計画となるよう作成・見直しの徹底を図る。 また、避難訓練については、各施設において定期的の実施されていることから、引き続き継続して実施する。 ・私立幼稚園・保育所等については、避難確保計画未策定である施設があることから、情報提供等を適宜行うとともに、作成について定期的に周知していく。	幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等	—	—	保育・幼稚園課
—	施設の集約や統合を行うことで、団員や車両などを効率的に配置し、消防力の低下を防ぎます。また、消防団の持続可能な運営と効率的なマネジメントを図るため、地域住民と協議しながら、地元の特性に応じた最適な施設配置と消防団のあり方を追求していきます。	消防団施設の集約及び統合	—	—	消防本部総務課
消防団DX推進事業	①消防団員の災害対応力を強化するため実践的な訓練を行うほか、消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行い、技術と知識の向上を図る。 ②消防団アプリを導入し、迅速な出動を図るとともに、活動時における効率的な情報共有を実現することにより、効率的な消防団活動をめざす。 ③団員確保のための広報活動に注力し、特に若年層の入団者獲得を目指すとともに、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や消防団員であることにより飲食店等において特定のサービスが得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団の充実強化を目指す。	消防団員の充実強化	登録者数 (70%)	登録者数 (100%)	消防本部総務課
消防機械整備事業	大規模災害時に効率的な消防団活動が展開できるよう、更新基準に従い経過年数の長い車両等を更新します。また、施設の集約や統合に合わせ、車両などを適正に配置し、消防力の維持に努めます。	消防団機械等資機材の整備	計画 (2026)	計画 (継続)	消防本部総務課
小名浜港背後地施設長寿命化事業 定期点検対象施設	津波等による避難時においても、利用者の安全・安心を確保するため、施設の定期点検を実施し、予防保全による施設の長寿命化を図る。	小名浜港背後地施設の長寿命化	0施設 (2026年)	1施設 (2027年)	都市整備課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
津波ハザードマップ作成業務	津波災害時の避難方法は、最寄りの津波避難場所や高台などへ原則徒歩としつつ、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合や避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合など、やむを得ず自動車により避難する場合が想定されることから、そのような場合は、徒歩による避難行動を妨げるのではないよう、かつ、津波浸水想定区域より内陸部へ移動するよう促すこととする。避難ルートや一時避難場所等については、今後、地区防災マップや地区防災計画の作成、防災訓練への参加促進等を通して、最小限の範囲内で自動車等による避難を検討することとし、また、津波警報等の情報を入手する手段及び津波ハザードマップでの想定区域や想定浸水深などの再確認を周知徹底する。なお、津波ハザードマップについては、現在、福島県において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定の見直しを行っていることから、その結果を受けた後に、必要な情報を更新し、マップの改訂版を作成、沿岸部の全世帯に配布するなど、住民の津波に対する防災意識の向上を図る。	津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成	完成 各戸配布 R4	見直し 各戸配布 R8	災害対策課
津波避難計画策定		津波避難計画策定	—	—	災害対策課
津波自動車避難ガイドライン作成		津波自動車避難ガイドライン作成	—	—	災害対策課
防災行政無線屋外拡声器子局更新	津波等による避難時において、逃げ遅れ等を防ぐため、確実に情報を伝達する必要があることから、防災行政無線屋外拡声器子局の定期点検を実施し、必要に応じ長寿命化を図る。	防災行政無線屋外拡声器子局更新	—	—	災害対策課
防災ラジオ貸出		防災ラジオの貸出	—	—	
防災アプリ普及啓発	災害発生時における緊急情報をいち早く認識するためのツールの一つとして防災ラジオの普及を図る。	防災アプリの普及啓発	30,274人 (R8.2)	50,000人 (R10)	災害対策課
防災メール普及啓発		防災メールの普及啓発	28,048人 (R8.2)	32,000人 (R10)	
総合防災訓練の実施	防災訓練を実施することで、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時の避難行動や安全確保、または、地域における役割を認識することで、個々の判断力や行動力の向上を図る。	総合防災訓練の実施	年2回	事業継続	災害対策課
移動系防災行政無線の導入	次世代無線機器の導入により、災害時における通信環境の向上を図る	移動系防災行政無線	導入の検討 R7	導入・運用 R8	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図りながら、更なる避難環境の整備を図るため、河川洪水等の浸水区域内においては、一時的に垂直避難できる立体駐車場等を有する施設や、洪水や土砂災害、津波等の危険が及ばない区域においては、市民の皆様が一時的に避難できる施設など、民間が所有・管理する施設の積極的な活用について、関係機関や団体等と連携を図りながら、検討を進めていく。 また、誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点から、災害時非常用トイレに加え、避難所のトイレの洋式化やトイレカーの導入について検討する。	住民への情報伝達手段の充実	—	—	災害対策課
—	老朽化の著しい表示板を中心に、計画的に修繕を実施する。	避難場所・避難所の標識の設置	—	—	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図りながら、更なる避難環境の整備を図るため、河川洪水等の浸水区域内においては、一時的に垂直避難できる立体駐車場等を有する施設や、洪水や土砂災害、津波等の危険が及ばない区域においては、市民の皆様が一時的に避難できる施設など、民間が所有・管理する施設の積極的な活用について、関係機関や団体等と連携を図りながら、検討を進めていく。 また、誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点から、災害時非常用トイレに加え、避難所のトイレの洋式化やトイレカーの導入について検討する。	指定避難場所・避難所の確保	—	—	危機管理課
—	今後は、引き続き、様々な手法を活用し、市民の皆様が防災意識の向上に取り組むとともに、地域コミュニティにおける防災活動の推進を図る観点から、自主防災組織や、防災関係機関、団体等と連携を図りながら、地区防災の指針となる「地区防災計画」や「地区ハザードマップ」の作成に取り組むこととする。 更には、引き続き動画による「いわき市防災講座」などを活用した防災知識の高揚と理解の促進に努めるとともに、地域ごとの災害リスクに応じた、住民参加によるきめ細やかな市総合防災訓練の実施などを通じて、「自助」「共助」の活動の充実を図りながら、更なる地域防災力の向上に努める。	防災知識の普及と防災意識の高揚	—	—	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
自主防災組織新規結成時等の資材補助	<p>自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。</p> <p>また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通じ、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実に努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。</p>	自主防災組織等の活性化	—	—	災害対策課
自主防災組織への防災士の配備					
自主防災組織研修会の開催					
地域コミュニティ強化事業	<p>自主防災組織に対して、総合的な地域防災力の向上を図ることを目的に、地区防災計画の策定に向け、自主防災組織研修会や防災関係機関等に対する出前講座などの開催に併せ、先行事例を紹介しながら計画策定の取組みを促すなど、あらゆる機会を捉えて計画の周知、啓発を図るとともに、各地区における計画策定等に必要な支援を実施する。</p>	地区防災計画の策定の促進	—	—	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
1-3 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					
多文化共生推進事業	外国人が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠な「防災」を常日頃から意識していたため、平常時における外国人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、日本語学習支援や生活相談、市政に関する多言語化、やさしい日本語の普及促進等を図る。	外国人に対する情報提供等（平常時）	—	—	男女共同・多文化共生センター
—	・防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。 ・児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。 ・児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。 ・地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。 ・教職員用に災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。 ・防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。	学校における防災教育の推進	—	—	学校教育課
—	・公立幼稚園・保育所については、避難確保計画の作成は完了しているものの、内容に一部不備が見受けられることから、計画内容の精査を実施し、関係基準に適合した計画となるよう作成・見直しの徹底を図る。 また、避難訓練については、各施設において定期的に実施されていることから、引き続き継続して実施する。 ・私立幼稚園・保育所等については、避難確保計画未策定である施設があることから、情報提供等を適宜行うとともに、作成について定期的に周知していく。	幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等	—	—	保育・幼稚園課
—	危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導の強化を図る。 また、危険物貯蔵等事業所に対し、危険物に関する知識の普及啓発を図り、関係機関及び隣接する危険物取扱事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導する。 さらに、危険物施設の点検及び安全性評価を定期的に行わせるとともに、自衛防災体制の強化対策として具体的な災害を想定した予防規程等の整備及び実践的な防災訓練等の実施についても指導していく。	危険物施設の災害予防	—	—	消防本部予防課
—	施設の集約や統合を行うことで、団員や車両などを効率的に配置し、消防力の低下を防ぎます。また、消防団の持続可能な運営と効率的なマネジメントを図るため、地域住民と協議しながら、地元の特性に応じた最適な施設配置と消防団のあり方を追求していきます。	消防団施設の集約及び統合	—	—	消防本部総務課
消防団DX推進事業	①消防団員の災害対応力を強化するため実践的な訓練を行うほか、消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行い、技術と知識の向上を図る。 ②消防団アプリを導入し、迅速な出動を図るとともに、活動時における効率的な情報共有を実現することにより、効率的な消防団活動をめざす。 ③団員確保のための広報活動に注力し、特に若年層の入団者獲得を目指すとともに、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や消防団員であることにより飲食店等において特定のサービスが得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団の充実強化を目指す。	消防団員の充実強化	登録者数 (70%)	登録者数 (100%)	消防本部総務課
—	大規模災害時に効率的な消防団活動が展開できるよう、更新基準に従い経過年数の長い車両等を更新します。また、施設の集約や統合に合わせ、車両などを適正に配置し、消防力の維持に努めます。	消防団機械等資機材の整備	—	—	消防本部総務課
職員の安全対策資機材の整備	災害対応業務に従事する職員の安全を確保するための資機材を整備するもの	職員の安全対策資機材の整備	避難所職員配布 R7	全職員配布 R10	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）					
多文化共生推進事業	外国人が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠な「防災」を常日頃から意識していただくため、平常時における外国人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、日本語学習支援や生活相談、市政に関する多言語化、やさしい日本語の普及促進等を図る。	外国人に対する情報提供等（平常時）	—	—	男女共同・多文化共生センター
いわき市がけ地近接等危険住宅移転等事業	近年は、令和元年台風第19号や令和5年台風第13号等により土砂災害が発生していることから、危険住宅からの移転または土砂災害対策建築物への改修を推進し、がけ地等の崩壊等により生命に危険を及ぼす恐れのある区域に居住する住民の安全の確保を図る。	土砂災害防止対策の推進	—	—	住まい政策課
—	・防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。 ・児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。 ・児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。 ・地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。 ・教職員用に災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。 ・防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。	学校における防災教育の推進	—	—	学校教育課
農村地域防災減災事業（農業用河川工 作物応急対策事業（県営事業負担金） 農産物出荷 農産物貯蔵施設 農産物加工施設 農産物販売施設 農産物集積施設 農産物処理施設 農産物貯蔵施設 農産物加工施設 農産物販売施設 農産物集積施設 農産物処理施設	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設（排水機場、用水路等）の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。	農業水利施設の長寿命化・防災減災	工事施工中	完了 (2027)	農林土木課
農産物貯蔵施設 農産物加工施設 農産物販売施設 農産物集積施設 農産物処理施設	—	—	工事施工中	完了 (2030)	農林土木課
農産物貯蔵施設 農産物加工施設 農産物販売施設 農産物集積施設 農産物処理施設	—	—	工事施工中	完了 (2028)	農林土木課
農産物貯蔵施設 農産物加工施設 農産物販売施設 農産物集積施設 農産物処理施設	—	—	工事施工中	完了 (2028)	農林土木課
浸水対策事業	気候変動の影響を踏まえた新たな計画規模の降雨に対する浸水被害を防ぐため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めていくとともに、河川氾濫や津波等の災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、施設の老朽化対策を併せて、計画的かつ効率的に耐水化及び防水化を実施する。 また、自助・共助による浸水被害の軽減を図るため、引き続き内水ハザードマップの公表により浸水リスクを周知するとともに、雨水流出抑制施設や止水板の普及に向けた取組を進めていく。	下水道施設の浸水対策	実施中	事業継続	下水道事業課
最適整備構想	—	—	実施中	事業継続	下水道事業課
雨水流出抑制施設及び止水板設置補助事業	—	—	実施中	事業継続	下水道事業課
緊急重点河川等堆積土砂撤去事業 (期間：R4年度～R11年度)	堆積土砂（樹木の繁茂）対策を計画的に実施するため、堆積状況が顕著であり、かつ、河川背後地における人口・資産（家屋、農地等）の状況、河道特性等を考慮した上で、「緊急浸水推進事業計画（河川）」を策定し、計画に沿った状態把握、河川の点検、河道掘削等の実施を着実に進める。また、県においても、県が管理する二級河川にて、順次、河道掘削等の推進を図ることとしており、引き続き着実に実施するよう求めていくとともに、今後も県と連携しながら、事業の推進を図ることとする。 <県の主な取組> ・二級河川夏井川水系 夏井川・好間川改良復旧事業（災害復旧助成事業） <市の主な取組> ・流域治水プロジェクト・緊急重点河川等堆積土砂撤去事業	河川等堆積土砂撤去事業の推進	工事中 (R7)	完成 (R11)	維持保全課
河川水位予測システム (水位予測による水位監視が可能となる水位計数)	水防業務（災害業務）において、デジタル技術の活用を推進し、適切な水位監視や的確かつ迅速な避難情報の発令、さらには、市の雨量情報を公開することにより、水害時における市民の適切な避難行動の支援を図っていく。	水防DXの推進	64箇所 (2026年)	運用	土木政策課河川 政策担当
雨量計情報システムの連携 (一般公開される市設置雨量計数)	—	—	10箇所 (2026年)	運用	—
ワンコイン浸水センサの設置 (一般公開される浸水センサ数)	—	—	42箇所 (2026年)	未定	—
河川洪水ハザードマップ作成事業	【河川洪水ハザードマップ作成事業】 県が指定した洪水浸水想定区域に改訂があった場合は、適宜、ハザードマップの改訂を行う。 【浸水深等の情報看板整備事業（まるごとまちごとハザードマップ整備事業）】 今後、各年度2地区程度で事業を実施していく予定。	流域治水プロジェクト・河川洪水ハザードマップ整備事業	11水系65河川 (完了)	—	土木政策課河川 政策担当
まるごとまちごとハザードマップ整備事業	—	—	2地区 (R7)	各年2地区程度 (R12)	—

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
緊急重点河川改良事業	<p>台風等の豪雨に伴う、氾濫による浸水被害が深刻化しており、被害軽減を図ることが急務であり、県では、地域の安全・安心を確保するため、令和元年東日本台風により被災した二級河川夏井川、好間川においては、改良復旧事業を令和元年から令和9年度まで実施する計画であり、令和5年台風13号により被災した新川、宮川においては、令和6年から浸水対策事業が進められている。また、夏井川河口部においても、治水対策事業が進められていることから、引き続き着実に実施するよう県に求めていく。</p> <p>また、市としても、夏井川・好間川、新川・宮川の支川を含む準用河川・普通河川の改良を緊急かつ重点的に推進していく。</p> <p><県の主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二級河川夏井川水系 夏井川・好間川改良復旧事業（災害復旧助成事業） ・夏井川河口部治水対策事業 ・新川・宮川浸水対策事業 <p><市の主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業 	河川改良事業等の推進	工事中 (2025年)	事業継続	建設事業課
二級河川夏井川水系 夏井川・好間川改良復旧事業（災害復旧助成事業）			工事中 (2025年)	完成 (2028年)	
夏井川河口部治水対策事業			工事中 (2025年)	—	
新川・宮川浸水対策事業			工事中 (2025年)	—	
—	施設の集約や統合を行うことで、団員や車両などを効率的に配置し、消防力の低下を防ぎます。また、消防団の持続可能な運営と効率的なマネジメントを図るため、地域住民と協議しながら、地元の特性に応じた最適な施設配置と消防団のあり方を追求していきます。	消防団施設の集約及び統合	—	—	消防本部総務課
消防団DX推進事業	<p>①消防団員の災害対応力を強化するため実践的な訓練を行うほか、消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行い、技術と知識の向上を図る。</p> <p>②消防団アプリを導入し、迅速な出動を図るとともに、活動時における効率的な情報共有を実現することにより、効率的な消防団活動をめざす。</p> <p>③団員確保のための広報活動に注力し、特に若年層の入団者獲得を目指すとともに、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や消防団員であることにより飲食店等において特定のサービスが得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団の充実強化を目指す。</p>	消防団員の充実強化	登録者数 (70%)	登録者数 (100%)	消防本部総務課
消防機械整備事業	大規模災害時に効率的な消防団活動が展開できるよう、更新基準に従い経過年数の長い車両等を更新します。また、施設の集約や統合に合わせ、車両などを適正に配置し、消防力の維持に努めます。	消防団機械等資機材の整備	計画 (2026)	計画 (継続)	消防本部総務課
高潮ハザードマップの作成	高潮による被害想定区域のマップを作成	高潮ハザードマップの作成	県の公表待ち R7	完成 R10	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生					
多文化共生推進事業	外国人が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠な「防災」を常日頃から意識していただくため、平常時における外国人に対する防災知識の普及啓発を図るとともに、日本語学習支援や生活相談、市政に関する多言語化、やさしい日本語の普及促進等を図る。	外国人に対する情報提供等(平常時)	—	—	男女共同・多文化共生センター
ため池ハザードマップ作成事業 防災重点ため池164箇所	緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知する。	ため池ハザードマップの作成	163箇所 (2026年)	164箇所 (2030年)	農林土木課
治山事業(補助) 片岸地区 A=0.02ha	山腹崩壊、山地災害が発生した箇所もしくは発生の恐れがある箇所において、法面の保護や土留め等の山腹工事をを行い、市民生活の安定を図る。	森林の整備・保全	未着手 (2026年)	完了 (2026年)	農林土木課
治山事業(補助) 寺前地区 A=0.02ha			未着手 (2026年)	完了 (2029年)	
治山事業(市単) 大倉地区 A=0.1ha			未着手 (2026年)	完了 (2036年)	
避難行動要支援者避難支援事業	災害時には、地域による避難支援が有効であることから、自主防災組織等の地域関係者に対する個別の働きかけを強化し、避難行動要支援者避難支援制度の周知や個別避難計画の作成に係る協力を継続して行う。	避難行動要支援者避難支援事業	6,470人 (R7)	未定	保健福祉課
—	・公立幼稚園・保育所については、避難確保計画の作成は完了しているものの、内容に一部不備が見受けられることから、計画内容の精査を実施し、関係基準に適合した計画となるよう作成・見直しの徹底を図る。 また、避難訓練については、各施設において定期的に実施されていることから、引き続き継続して実施する。 ・私立幼稚園・保育所等については、避難確保計画未策定である施設があることから、情報提供等を適宜行うとともに、作成について定期的に周知していく。	幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等	—	—	保育・幼稚園課
安全みちまちプロテクト事業	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。	緊急輸送道路等の防災・減災対策	—	—	建設事業課
法面崩落対策工事を実施した法面数			13箇所 (2025年)	23箇所 (2028年)	
点検する法面数			0箇所 (2025年)	330箇所 (2030年)	
—	施設の集約や統合を行うことで、団員や車両などを効率的に配置し、消防力の低下を防ぎます。また、消防団の持続可能な運営と効率的なマネジメントを図るため、地域住民と協議しながら、地元の特性に応じた最適な施設配置と消防団のあり方を追求していきます。	消防団施設の集約及び統合	—	—	消防本部総務課
消防団DX推進事業	①消防団員の災害対応力を強化するため実践的な訓練を行うほか、消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行い、技術と知識の向上を図る。 ②消防団アプリを導入し、迅速な出動を図るとともに、活動時における効率的な情報共有を実現することにより、効率的な消防団活動をめざす。 ③団員確保のための広報活動に注力し、特に若年層の入団者獲得を目指すとともに、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度や消防団員であることにより飲食店等において特定のサービスが得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団の充実強化を目指す。	消防団員の充実強化	登録者数 (70%)	登録者数 (100%)	消防本部総務課
消防機械整備事業	大規模災害時に効率的な消防団活動が展開できるよう、更新基準に従い経過年数の長い車両等を更新します。また、施設の集約や統合に合わせ、車両などを適正に配置し、消防力の維持に努めます。	消防団機械等資機材の整備	計画 (2026)	計画 (継続)	消防本部総務課
土砂災害警戒区域総括図作成業務	県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っており、市において、土砂災害情報の市民への提供、災害時における情報伝達等に活用するため、指定された地区の土砂災害警戒区域総括図の整備を推進していく。	土砂災害警戒区域総括図の作成	1,489箇所 R6	1,489箇所 R8	災害対策課
防災ラジオ貸出	災害発生時における緊急情報をいち早く認識するためのツールの一つとして防災ラジオの普及を図る。	防災ラジオの貸出	—	—	災害対策課
防災アプリ普及啓発		防災アプリの普及啓発	30,274人 (R8.2)	50,000人 (R10)	
防災メール普及啓発		防災メールの普及啓発	28,048人 (R8.2)	32,000人 (R10)	
総合防災訓練の実施	防災訓練を実施することで、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時の避難行動や安全確保、または、地域における役割を認識することで、個々の判断力や行動力の向上を図る。	総合防災訓練の実施	年2回	事業継続	災害対策課
移動系防災行政無線の導入	次世代無線機器の導入により、災害時における通信環境の向上を図る。	移動系防災行政無線	導入の検討 R7	導入・運用 R8	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図いながら、再なる避難	住民への情報伝達手段の充実	—	—	災害対策課
—	高齢者の著しい表示板を中心に、計画的に修繕を実施する。	避難場所・避難所の標識の設置	—	—	災害対策課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図いながら、再なる避難	指定避難場所・避難所の確保	—	—	危機管理課
—	市民の皆様が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図いながら、再なる避難	防災知識の普及と防災意識の高揚	—	—	災害対策課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
自主防災組織新規結成時等の資材補助	自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。	自主防災組織等の活性化	—	—	災害対策課
自主防災組織への防災士の配備	また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通し、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実に努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。				
自主防災組織研修会の開催					
地域コミュニティ強化事業	自主防災組織に対して、総合的な地域防災力の向上を図ることを目的に、地区防災計画の策定に向け、自主防災組織研修会や防災関係機関等に対する出前講座などの開催に併せ、先行事例を紹介しながら計画策定の取組みを促すなど、あらゆる機会を捉えて計画の周知、啓発を図るとともに、各地区における計画策定等に必要な支援を実施する。	地区防災計画の策定の促進	—	—	災害対策課
1-6 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生					
—	・公立幼稚園・保育所については、避難確保計画の作成は完了しているものの、内容に一部不備が見受けられることから、計画内容の精査を実施し、関係基準に適合した計画となるよう作成・見直しの徹底を図る。 また、避難訓練については、各施設において定期的の実施されていることから、引き続き継続して実施する。 ・私立幼稚園・保育所等については、避難確保計画未策定である施設があることから、情報提供等を適宜行うとともに、作成について定期的に周知していく。	幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等	—	—	保育・幼稚園課
除雪対策事業 除雪作業の実施数	従来、除雪作業はそれぞれの道路管理者が実施しているが、幹線道路である国・県道の除雪が完了したのちに市道の除雪が行われる地区などがあることから、国・県道の除雪に市が協力するなど、地域の実情に応じた除雪体制の構築に努める。	道路の除雪対策	1回：6路線 (R7)	事業継続	維持保全課
除雪対策事業 融雪剤の保有数(配備)			2,465袋 (R7)	事業継続	
除雪対策事業 除雪機械の真借台数(配備)			6台 (R7)	事業継続	
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
救急救命強化事業	消防のイベントや地域における消防訓練、救急普及講習会等を通じて、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。また、避難所等運営には、女性ニーズの反映と男女双方の視点に配慮する必要があることから、地域の女性消防クラブが携わり運営体制を強化する。	市民防災力の向上	実施中	事業継続	消防本部警防課
消防庁舎システム等整備事業費	消防庁舎の物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的な維持管理に努める。また、常時稼働している消防指令システムを停止させることのないよう、計画的な更新整備により最適な状態を維持する。	消防拠点施設の整備	実施中 (2026年)	未定	消防本部総務課
消防庁舎維持補修事業費 臨時経費分			実施中 (2026年)	未定	
消防庁舎浸水対策事業費			実施中 (2026年)	完成 (2026年内)	
—	必要な資格者数の確保に向けて計画的に資格者を養成する。 また、日ごろの消防訓練・部隊錬成により、限られた消防力を最大限発揮することができるよう努めるほか、市大規模災害時の消防活動計画に基づく訓練を継続的に行うなど、職員の制度理解を深めるとともに組織力強化を図る。	消防職員の充実・強化	—	—	消防本部総務課
—	車両等資機材の適切な整備が、活動遅延や隊員の受傷事故を防止し、ひいては市民の安全・安心につながることから、消防力を有効活用できるよう計画的な更新整備を行う。また、消防水利施設の長寿命化や通信手段の多元化により、災害に強いまちづくりを行う。	消防車両等資機材の整備	—	—	消防本部警防課
マイナ救急モデル事業	令和8年度以降もマイナ救急の事業を継続(市内の全救急隊14隊)することから、マイナ救急に関する広報及びマイナナンバーカード未携行や保険証との紐付けができていない方への対応を関係部署と連携しながら進め、万一への備えを呼びかける。	マイナ救急による活動の迅速化	実施中	7% (2026)	消防本部警防課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺					
福島県災害時医薬品等備蓄供給事業	県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図る。	医療器具・医薬品の確保	—	—	保健所総務課
医療機関等との災害医療ネットワークの確立	災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。 ・初期応急医療のための医療救護班について、医師会や日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図る。 ・救護所、災害拠点病院等の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進する。 ・医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム (DMAT) 等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討する。	災害医療ネットワークの確立	—	—	保健所総務課
市街地再生整備推進事業 (梅ヶ丘1号線) L=1900m	交流・防災拠点施設から南側の区間については、歩道の連続性を持たせるため、沿線の地権者に対し事業への協力を求めながら、道路を拡幅し歩道を整備する。 同じく北側の区間については、沿線に家屋が連担している現状を踏まえ、カラー舗装等の交通安全対策を行う。	防災拠点施設アクセス路の整備	—	完成 (R11)	建設事業課
—	必要な資格者数の確保に向けて計画的に資格者を養成する。 また、日ごろの消防訓練・部隊錬成により、限られた消防力を最大限発揮することができるよう努めるほか、市大規模災害時の消防活動計画に基づく訓練を継続的に行うなど、職員への制度理解を深めるとともに組織力強化を図る。	消防職員の充実・強化	—	—	消防本部総務課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生					
学校給食共同調理場再編事業 進捗状況	いわき市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(学校関連施設)において、施設の中長期的なあり方や対策の方向性、対策の内容を位置付けし、計画的に修繕・改修・設備の更新等を行い、施設の長寿命化を図る。 また、老朽化が著しい施設については、統合して移転改築するなど、施設の集約化を図る。	学校給食共同調理場の移転改築	整備方針決定 (R7)	供用開始 (R12)	学校支援課
学校給食共同調理場改修事業 小名浜給長寿命化実施状況(事業期間R6-R10)			2年目 (R7)	5年目 (R10)	
小中学校長寿命化事業	本市の教育環境における安全と安心が確保されるよう、学校施設の鉄骨・鉄筋の腐食対策やライフラインの更新などの長寿命化改修を実施する。 また、発災時における児童生徒等の事故防止を図るとともに、災害時に避難所になることも踏まえ、外壁等改修や体育館への空調整備等の必要な工事を実施する。 さらに、児童生徒等の衛生・健康の保持や施設の感染症対策等を目的としたトイレの洋式化改修についても計画的に実施する。	学校施設の老朽化対策等	のべ57施設 (R7)	のべ24施設 (R8)	学校支援課
小中学校体育館空調設備整備事業			0施設 (R7)	6施設 (R8)	
公民館等長寿命化事業 (文化センター、公民館33館、生涯学習プラザ)	①公民館等の役割及び機能の見直し、②公民館等の施設に係る複合・集約の方向性及び整備、改修等の優先順位に関する事項などについて検討を行い、「公民館のあり方に関する基本方針」を策定し、「個別施設計画」のローリングに反映していく。	公民館等長寿命化事業	実施中	事業継続 (R12)	生涯学習課
防災・減災等対策事業費(高齢者施設)補助金	事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電機や給水設備の整備等への助成を引き続き実施し、高齢者施設等の防災・減災対策を促進する。	高齢者施設等の耐震化等	—	—	高齢福祉課
福島県災害時医薬品等備蓄供給事業	県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図る。	医療器具・医薬品の確保	—	—	保健所総務課
医療機関等との災害医療ネットワークの確立	災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。 ・初期応急医療のための医療救護班について、医師会や日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図る。 ・救護所、災害拠点病院等の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進する。 ・医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム(DMAT)等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討する。	災害医療ネットワークの確立	—	—	保健所総務課
予防接種事業	避難所等における感染症等の拡大防止のため、平時より、予防接種の実施や感染症の予防・発生時の対応に関する知識の普及を行い、市民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進する。また、感染症予防に必要な物資の備蓄を進めるとともに、運営マニュアルに感染症対策に係る具体策を盛り込むなど、避難所内での感染予防を徹底する。	避難所等における感染症等の拡大防止	I期 91.3% II期 95.1% (R6年度)	I期 95.0% II期 95.0%	保健所感染症対策課
感染症予防対策事業			実施中	事業継続	
感染症予防対策事業	被災者の健康管理のための健康調査や保健指導を行うとともに、消毒の方法など、感染症拡大防止のために必要な知識や情報について、広く市民に普及・啓発していく。	床上浸水等による衛生環境の悪化への対策	実施中	事業継続	保健所感染症対策課
ストックマネジメント事業	安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、「市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査等による施設の状態の把握・評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施することにより、老朽化対策を進めていく。 また、地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、その機能を確保するため、耐震化・耐津波化対策を進めていく。	下水道施設の老朽化・耐震化等	実施中	事業継続	下水道事業課
地震対策事業			実施中	事業継続	
最適整備構想			実施中	事業継続	
新川・夏井川ルート L=約19km	自転車活用の推進を図り、市民の健康増進やサイクルツーリズムの推進による観光交流人口の拡大、良好な交通環境づくり及び災害時の移動手段等に寄与するため、東日本大震災に伴う復旧・復興事業や令和元年度東日本台風に伴う河川施設の改良復旧事業により整備される防潮堤等を有効活用し、自転車ネットワークの構築や安全で快適な自転車走行空間の整備を行う。	自転車道路網の整備	工事中 (R7)	完成 (R9)	建設事業課
北伸ルート L=約6km			工事中 (R8)	完成 (R10)	
市街地再生整備推進事業(梅ヶ丘1号線) L=1900m	交流・防災拠点施設から南側の区間については、歩道の連続性を持たせるため、沿線の地権者に対し事業への協力を求めながら、道路を拡幅し歩道を整備する。 同じく北側の区間については、沿線に家が連担している現状を踏まえ、カラー舗装等の交通安全対策を行う。	防災拠点施設アクセス路の整備	—	完成 (R11)	建設事業課
災害時非常用備蓄品整備事業	期限のある食料、保存用飲料水、ガソリン缶詰について引き続き毎年更新を行う。 また、防災備蓄倉庫の増設や、施設管理者と協議のうえ、保管スペースの確保を図る。	備蓄による物資の確保	—	—	危機管理課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
防災対策推進費（災害時応援協定に基づく協議及び訓練）	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて多様な団体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。	災害時応援協定による物資調達	—	—	危機管理課
—	今後も、様々な機会をとらえて、ローリングストック法など家庭内備蓄の重要性について周知・啓発していく。	住民による備蓄の推進	—	—	危機管理課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止					
未給水区域の飲料水に関する事業	迅速な応急給水体制の構築にあたって、円滑な事務処理が進められるよう、応急給水機材の借入や操作訓練については水道局と、備蓄水の配付や給水拠点の確保・周知については支所と連携し、的確な応急給水活動が実施できる体制を整える。	給水区域外における応急給水体制の確保	実施中	事業継続	生活安全課
学校給食共同調理場再編事業 進捗状況	いわき市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(学校関連施設)において、施設の中長期的なあり方や対策の方向性、対策の内容を位置付けし、計画的に修繕・改修・設備の更新等を行い、施設の長寿命化を図る。	学校給食共同調理場の移転改築	整備方針決定 (R7)	供用開始 (R12)	学校支援課
学校給食共同調理場改修事業 小名浜給長寿命化実施状況(事業期間R6-R10)	また、老朽化が著しい施設については、統合して移転改築するなど、施設の集約化を図る。		2年目 (R7)	5年目 (R10)	
防災・減災等対策事業費(高齢者施設)補助金	事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電機や給水設備の整備等への助成を引き続き実施し、高齢者施設等の防災・減災対策を促進する。	高齢者施設等の耐震化等	—	—	高齢福祉課
修繕工事を実施した橋梁数 (工事期間: R6年度~R10年度)	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路、緊急輸送道路跨道橋をはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。	道路メンテナンス事業	18橋 (令和7年度)	80橋 (令和10年度)	維持保全課
修繕工事を実施したトンネル数 (工事期間: R6年度~R10年度)			1施設 (令和7年度)	5施設 (令和10年度)	
修繕工事を実施した道路付属物数(大型カルバート、横断歩道橋、門型標識) (工事期間: R6年度~R10年度)			1施設 (令和7年度)	7施設 (令和10年度)	
点検した橋梁数 (点検期間: R6年度~R10年度)(3巡目)			506橋 (令和7年度)	1,855橋 (令和10年度)	
点検したトンネル数 (点検期間: R6年度~R10年度)(3巡目)			4箇所 (令和7年度)	9箇所 (令和10年度)	
点検した道路付属物数 (点検期間: R6年度~R10年度)(3巡目)			7箇所 (令和7年度)	26箇所 (令和10年度)	
市街地再生整備推進事業(梅ヶ丘1号線) L=1900m	交流・防災拠点施設から南側の区間については、歩道の連続性を持たせるため、沿線の地権者に対し事業への協力を求めながら、道路を拡幅し歩道を整備する。 同じく北側の区間については、沿線に家屋が連担している現状を踏まえ、カラー舗装等の交通安全対策を行う。	防災拠点施設アクセス路の整備	—	完成 (R11)	建設事業課
非常用飲料水袋の備蓄(計画備蓄枚数120,000枚)	災害等の非常時に拠点給水施設である耐震性貯水槽を早期に運用するため、自主防災組織等の地域団体に対して協力を求める。協力が得られた団体に対しては、当該施設の説明説明会を定期的開催するなどして緊急時にも即応できる体制を構築する。一方で協力を得られていない団体に対しては、引き続き協力を求め、体制の強化を図っていくこととする。	非常用飲料水の供給	141,600枚 令和8年度	事業継続	水道局営業課
バックアップ率	水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインであることから、老朽施設の計画的な更新を着実に進めるとともに、様々な自然災害が発生した場合においても、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの地震対策(耐震化)、津波・浸水対策、土砂災害対策、停電対策の災害対策により施設の強靱化を図る。また併せて、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の整備を進め、バックアップ機能の強化を図ることで水道システム全体の強靱化を推進する。 さらに、重要給水施設である救急医療機関等に対しては、災害時においても確実な給水を確保する必要があることから、配水池等から重要給水施設までの管路の耐震化を促進する。 これらを着実に推進するため、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を図り、更新需要の縮減に努める。	水道施設の強靱化とバックアップ機能の強化等	72.3% (2024年)	76.3% (2031年)	水道局配水課
浄水場再整備率			0% (2024年)	100% (2071年)	
基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率			81.8% (2024年)	100% (2028年)	
耐震診断実施率			47.1% (2024年)	100% (2028年)	
浄水施設の耐震化率			23.6% (2024年)	33.2% (2031年)	
ポンプ所の耐震化率			51.6% (2024年)	53.8% (2031年)	
配水池の耐震化率			58.6% (2024年)	56.0% (2031年)	
管路の耐震化率			16.9% (2024年)	24.4% (2031年)	
基幹管路の耐震管率			46.5% (2024年)	51.1% (2031年)	
重要給水施設配水管路の耐震管率			59.3% (2024年)	70.1% (2031年)	
津波・浸水対策実施率			88.9% (2024年)	100% (2025年)	
土砂災害対策実施率			100% (2024年)	—	
停電対策実施率			69.6% (2024年)	100% (2031年)	
施設の更新率			0% (2024年)	5.5% (2031年)	
管路の更新率(年間)			0.88% (2024年)	1.0% (2031年)	
—	必要な資格者数の確保に向けて計画的に資格者を養成する。 また、日ごろの消防訓練・部隊錬成により、限られた消防力を最大限発揮することができるように努めるほか、市大規模災害時の消防活動計画に基づく訓練を継続的に行うなど、職員の制度理解を深めるとともに組織力強化を図る。	消防職員の充実・強化	—	—	消防本部総務課
災害時非常用備蓄品整備事業	期限のある食料、保存用飲料水、ガソリン缶詰について引き続き毎年更新を行う。 また、防災備蓄倉庫の増設や、施設管理者と協議のうえ、保管スペースの確保を図る。	備蓄による物資の確保	—	—	危機管理課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
防災対策推進費（災害時応援協定に基づく協議及び訓練）	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて多様な団体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。	災害時応援協定による物資調達	—	—	危機管理課
—	今後も、様々な機会をとらえて、ローリングストック法など家庭内備蓄の重要性について周知・啓発していく。	住民による備蓄の推進	—	—	危機管理課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生					
播磨小路・上柳生線 L=423m	道路機能の確保は、震災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通及び歩行空間を確保するため、継続して幹線道路等の整備を推進していく。	幹線道路等の体系的な整備	工事中 (R7)	完成 (R8)	建設事業課
清水・空木線 L=280m			工事中 (R7)	完成 (R10)	
十五町目・若葉台線（上荒川工区）歩道整備事業 L=840m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
十五町目・若葉台線（菱川町工区）歩道整備事業 L=500m			工事中 (R7)	完成 (R8)	
御台境町・北好間線 歩道整備事業 L=1,400m			—	完成 (R15)	
2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生					
防災・減災等対策事業費（高齢者施設）補助金	事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電機や給水設備の整備等への助成を引き続き実施し、高齢者施設等の防災・減災対策を促進する。	高齢者施設等の耐震化等	—	—	高齢福祉課
予防接種事業	避難所等における感染症等の拡大防止のため、平時より、予防接種の実施や感染症の予防・発生時の対応に関する知識の普及を行い、市民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進する。また、感染症予防に必要な物資の備蓄を進めるとともに、運営マニュアルに感染症対策に係る具体策を盛り込むなど、避難所内での感染予防を徹底する。	避難所等における感染症等の拡大防止	I期 91.3% II期 95.1% (R6年度)	I期 95.0% II期 95.0%	保健所感染症対策課
感染症予防対策事業			実施中	事業継続	
感染症予防対策事業	被災者の健康管理のための健康調査や保健指導を行うとともに、消毒の方法など、感染症拡大防止のために必要な知識や情報について、広く市民に普及・啓発していく。	床上浸水等による衛生環境の悪化への対策	実施中	事業継続	保健所感染症対策課
単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助基數	生活環境の改善や公共用水域の水質保全、健全な水環境の創出を目的として、いわき市浄化槽整備事業補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。	浄化槽整備事業	116 (2024年)	580 (2030年)	経営企画課
—	必要な資格者数の確保に向けて計画的に資格者を養成する。 また、日ごろの消防訓練・部隊錬成により、限られた消防力を最大限発揮することができるように努めるほか、市大規模災害時の消防活動計画に基づく訓練を継続的に行うなど、職員への制度理解を深めるとともに組織力強化を図る。	消防職員の充実・強化	—	—	消防本部総務課
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する					
3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱					
3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
消防指令システム等整備事業費	消防庁舎の物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的な維持管理に努める。また、常時稼働している消防指令システムを停止させることのないよう、計画的な更新整備により最適な状態を維持する。	消防拠点施設の整備	実施中 (2026年)	未定	消防本部総務課
消防庁舎維持補修事業費 臨時経費分			実施中 (2026年)	未定	
消防庁舎浸水対策事業費			実施中 (2026年)	完成 (2026年内)	
—	必要な資格者数の確保に向けて計画的に資格者を養成する。 また、日ごろの消防訓練・部隊錬成により、限られた消防力を最大限発揮することができるように努めるほか、市大規模災害時の消防活動計画に基づく訓練を継続的に行うなど、職員への制度理解を深めるとともに組織力強化を図る。	消防職員の充実・強化	—	—	消防本部総務課
—	令和元年東日本台風等における災害対応においては、「いわき市業務継続計画（BCP）」に基づき、全組織で災害対応に当たってきたものの、役割分担と具体的な業務内容が明確になっておらず、災害対応に混乱が生じたことから、大規模水害にも対応可能な、より実効性の高いBCPの見直しを図る。	業務継続に必要な体制の整備	—	—	災害対策課
防災対策推進費（災害時応援協定に基づく協議及び訓練）	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて新たな自治体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。	市町村相互応援体制の推進	—	—	危機管理課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない					
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞					
—	大規模地震等が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとの長寿命化計画の作成するなど、計画的な点検・施設更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。 また、関係機関及び事業者が連携・協力して、事業継続のための訓練や事業継続計画（BCP）の見直し等港湾の事業継続の実効性を高める取組を推進するよう、あわせて働きかけていく。	港湾施設の維持管理・防災体制の強化	—	—	産業みらい課
修繕工事を実施した橋梁数 (工事期間：R6年度～R10年度)	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路、緊急輸送道路跨道橋をはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。	道路メンテナンス事業	18橋 (令和7年度)	80橋 (令和10年度)	維持保全課
修繕工事を実施したトンネル数 (工事期間：R6年度～R10年度)			1施設 (令和7年度)	5施設 (令和10年度)	
修繕工事を実施した道路付属物数 (大型カルバート、横断歩道橋、門型標識) (工事期間：R6年度～R10年度)			1施設 (令和7年度)	7施設 (令和10年度)	
点検した橋梁数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3巡目)			506橋 (令和7年度)	1,855橋 (令和10年度)	
点検したトンネル数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3巡目)			4箇所 (令和7年度)	9箇所 (令和10年度)	
点検した道路付属物数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3巡目)			7箇所 (令和7年度)	26箇所 (令和10年度)	
掻樋小路・上柳生線 L=423m	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通及び歩行空間を確保するため、継続して幹線道路等の整備を推進していく。	幹線道路等の体系的な整備	工事中 (R7)	完成 (R8)	建設事業課
清水・空木線 L=280m			工事中 (R7)	完成 (R10)	
十五町目・若葉台線 (上荒川工区) 歩道整備事業 L=840m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
十五町目・若葉台線 (菱川町工区) 歩道整備事業 L=500m			工事中 (R7)	完成 (R8)	
御台境町・北好間線 歩道整備事業 L=1,400m			—	完成 (R15)	
—	工業用水を安定して供給することが産業を支える社会インフラとしての重要な役割であることから、工業用水道の管理者である県及び市※は日常の点検等により施設の状況を的確に把握するとともに設備の維持・修繕を実施するほか、施設の耐震化や強靱化に努める。 ※施設の所管：好間工業用水道（市）、それ以外の工業用水道（県）	工業用水道の強靱化	—	—	水道局浄水課
4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響					
—	大規模地震等が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に努め、港湾施設ごとの長寿命化計画の作成するなど、計画的な点検・施設更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。 また、関係機関及び事業者が連携・協力して、事業継続のための訓練や事業継続計画（BCP）の見直し等港湾の事業継続の実効性を高める取組を推進するよう、あわせて働きかけていく。	港湾施設の維持管理・防災体制の強化	—	—	産業みらい課
農村地域防災減災事業 農業用河川工作物応急対策事業（県営事業負担金）原高野地区	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設（排水機場、用水路等）の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。	農業水利施設の長寿命化・防災減災	工事施工中	完了 (2027)	農林土木課
農村地域防災減災事業 ため池等整備事業（県営事業負担金）加瀬前池外6地区			工事施工中	完了 (2030)	
基幹水利ストックマネジメント事業費（県営事業負担金）敷川堰地区			工事施工中	完了 (2028)	
農業水路等長寿命化・防災減災事業費（県営事業負担金）夏井川左岸3期地区			工事施工中	完了 (2028)	
災害時の相互応援協定の締結数	いわき市業務継続計画（BCP）に基づいた対策を実施し、必要に応じ協定に基づいた広域的な生鮮食料品の確保の応援を得て生鮮食料品の安定供給体制の充実・強化を図る。	卸売市場の業務継続体制の確保	2件	事業継続	卸売市場
4-3 異常濁水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					
—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域、児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。 ・放射線について基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法を工夫する。 ・放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てる。 ・いわき市立小中学校の教員を対象に、各校1名が研修に参加することとしている。 ・いわき市内公立小中学校の全教員が本研修に参加し、自信を持って放射線教育を進められることを理想としている。 	学校における放射線教育の推進	—	—	学校教育課
—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。 ・児童・生徒の発達段階に応じた教育に努める。 ・児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料の整備に努める。 ・地域の自然環境や過去の災害の特性、市の防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。 ・教職員用に災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルを活用した教職員研修の充実を図る。 ・防災訓練は、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、防災関係機関等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練等に生かす。 	学校における防災教育の推進	—	—	学校教育課
避難行動要支援者避難支援事業	災害時には、地域による避難支援が有効であることから、自主防災組織等の地域関係者に対する個別の働きかけを強化し、避難行動要支援者避難支援制度の周知や個別避難計画の作成に係る協力を継続して行う。	避難行動要支援者避難支援事業	6,470人 (R7)	未定	保健福祉課
市計画道路搔槌小路幕ノ内線(柳町工区)L=560m	道路拡幅及び無電柱化については安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄与することから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限りの早期完成へ向け整備を進める。	無電柱化の推進	工事中 (R7)	完成 (R9)	建設事業課
都市計画道路搔槌小路幕ノ内線(旧城跡工区)L=410m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
田町・谷川瀬線 L=420m			工事中 (R7)	完成 (R17)	
—	システムの維持を継続しながら、関係機関との連携を強化し、周知体制の構築を図る。	要配慮者に対する119番通報体制等の強化	—	—	消防本部指令課
消防指令システム等整備事業費	交流・防災拠点施設から南側の区間については、歩道の連続性を持たせるため、沿線の地権者に対し事業への協力を求めながら、道路を拡幅し歩道を整備する。 同じく北側の区間については、沿線に家屋が連担している現状を踏まえ、カラー舗装等の交通安全対策を行う。	消防拠点施設の整備	実施中 (2026年)	未定	消防本部総務課
消防庁舎維持補修事業費 臨時経費分			実施中 (2026年)	未定	
消防庁舎浸水対策事業費			実施中 (2026年)	完成 (2026年内)	
—	<p>防災情報等を迅速かつ的確に伝達する観点から、新たな情報伝達手段として、防災行政無線屋外拡声子局の増設について、屋外での放送に係る課題や費用対効果等を踏まえ、地元の皆様や関係機関・団体と協議を行いながら、洪水浸水想定区域内の公民館や避難所等を中心に導入を検討する。</p> <p>また、固定電話を活用した一斉電話サービスについて、さらなる情報伝達手段の多重化を図る観点から、中核市等を対象に、実施状況等について調査研究を行い、課題の整理を行いながら導入について検討する。</p>	住民への情報伝達手段の充実	—	—	災害対策課
避難所公衆無線LAN整備	<p>各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時における情報収集・通信手段の提供を受けられる体制を確保するなど協力体制の、更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、「災害時ドローン活用情報提供・調査実証事業」の実証結果を踏まえ、無人航空機(ドローン)を活用した、被災状況の情報収集及び災害本部等リアルタイムに伝達し大型モニターに表示するなど、ICT技術を駆使した仕組みの構築について検討するとともに、災害本部と地区本部が災害情報や対応状況等を共有するためのシステムの導入について検討する。</p>	災害時の情報収集・通信の協力体制の確保	—	—	危機管理課
避難所特設公衆電話整備					
5-2 電気供給ネットワーク(発電所、送配電設備)、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止					

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止					
浸水対策事業	気候変動の影響を踏まえた新たな計画規模の降雨に対する浸水被害を防ぐため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めていくとともに、河川氾濫や津波等の災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、施設の老朽化対策に併せて、計画的かつ効率的に耐水化及び防水化を実施する。 また、自助・共助による浸水被害の軽減を図るため、引き続き内水ハザードマップの公表により浸水リスクを周知するとともに、雨水流出抑制施設や止水板の普及に向けた取組を進めていく。	下水道施設の浸水対策	実施中	事業継続	下水道事業課
最適整備構想			実施中	事業継続	
雨水流出抑制施設及び止水板設置補助事業			実施中	事業継続	
ストックマネジメント事業	安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、「市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査等による施設の状態の把握・評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施することにより、老朽化対策を進めていく。 また、地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、その機能を確保するため、耐震化・耐津波化対策を進めていく。	下水道施設の老朽化・耐震化等	実施中	事業継続	下水道事業課
地震対策事業			実施中	事業継続	
最適整備構想			実施中	事業継続	
単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助基數	生活環境の改善や公共用水域の水質保全、健全な水環境の創出を目的として、いわき市浄化槽整備事業補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。	浄化槽整備事業	116 (2024年)	580 (2030年)	経営企画課
外壁等改修工事（外壁改修率）	市営住宅の長期的な安全性と居住性の向上を確保するため、「公営住宅ストック総合改善事業」を推進し、外壁や給水管の改修等を計画的に行っていく。	市営住宅の長寿命化等	49% (2025年)	54% (2027年)	住宅営繕課
給水設備改修工事（給水設備改修率）			64% (2025年)	72% (2027年)	
バックアップ率	水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインであることから、老朽施設の計画的な更新を着実に進めるとともに、様々な自然災害が発生した場合においても、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの地震対策（耐震化）、津波・浸水対策、土砂災害対策、停電対策の災害対策により施設の強靱化を図る。また併せて、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の整備を進め、バックアップ機能の強化を図ることで水道システム全体の強靱化を推進する。 さらに、重要給水施設である救急医療機関等に対しては、災害時においても確実な給水を確保する必要があることから、配水池等から重要給水施設までの管路の耐震化を促進する。 これらを着実に推進するため、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を図り、更新需要の縮減に努める。	水道施設の強靱化とバックアップ機能の強化等	72.3% (2024年)	76.3% (2031年)	水道局配水課
浄水場再整備率			0% (2024年)	100% (2027年)	
基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率			81.8% (2024年)	100% (2028年)	
耐震診断実施率			47.1% (2024年)	100% (2028年)	
浄水施設の耐震化率			23.6% (2024年)	33.2% (2031年)	
ポンプ所の耐震化率			51.6% (2024年)	53.8% (2031年)	
配水池の耐震化率			58.6% (2024年)	56.0% (2031年)	
管路の耐震化率			16.9% (2024年)	24.4% (2031年)	
基幹管路の耐震管率			46.5% (2024年)	51.1% (2031年)	
重要給水施設配水管路の耐震管率			59.3% (2024年)	70.1% (2031年)	
津波・浸水対策実施率			88.9% (2024年)	100% (2025年)	
土砂災害対策実施率			100% (2024年)	—	
停電対策実施率			69.6% (2024年)	100% (2031年)	
施設の更新率			0% (2024年)	5.5% (2031年)	
管路の更新率（年間）			0.88% (2024年)	1.0% (2031年)	

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
5-4 陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響					
国土調査事業	被災からの復旧を円滑に進められるよう地籍調査を着実に推進する。	港湾施設の維持管理・防災体制の強化	622.21km ² (2024年)	649.47km ² (2029年)	産業みらい課
内郷駅跨線人道橋整備事業	利用者の安全・安心を確保するため、新たに耐震性を有する跨線人道橋を整備する。	跨線人道橋の整備	実施中 (2026年)	完成 (2029年)	都市整備課
駅前広場等長寿命化事業 対象駅	地震等による災害時においても、利用者の安全・安心を確保するため、施設の定期点検を実施し、予防保全による施設の長寿命化を図る。	駅前広場等施設の長寿命化	2施設 (2026年)	3施設 (未定)	都市整備課
小名浜港背後地施設長寿命化事業 定期点検対象施設	津波等による避難時においても、利用者の安全・安心を確保するため、施設の定期点検を実施し、予防保全による施設の長寿命化を図る。	小名浜港背後地施設の長寿命化	0施設 (2026年)	1施設 (2027年)	都市整備課
湯本駅周辺土地区画整理事業 都市計画道路湯本駅前線 約180m	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。	都市計画道路の整備	設計中 (R7)	完成 (R12)	都市整備課
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路勿来常盤線 約900m	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。	都市計画道路の整備	工事施工中 (R7)	完成 (R13)	勿来区画整理事務所
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路須賀三枚成線 約1,400m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦東幹線 約600m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦西幹線 約600m			工事施工中 (R7)	完成 (R13)	
修繕工事を実施した橋梁数 (工事期間：R6年度～R10年度)			18橋 (令和7年度)	80橋 (令和10年度)	
修繕工事を実施したトンネル数 (工事期間：R6年度～R10年度)	1施設 (令和7年度)	5施設 (令和10年度)			
修繕工事を実施した道路付属物数 (大型カルバート、横断歩道橋、門型標識) (工事期間：R6年度～R10年度)	1施設 (令和7年度)	7施設 (令和10年度)			
点検した橋梁数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3 巡回)	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路、緊急輸送道路跨道橋をはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。	道路メンテナンス事業	506橋 (令和7年度)	1,855橋 (令和10年度)	維持保全課
点検したトンネル数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3 巡回)			4箇所 (令和7年度)	9箇所 (令和10年度)	
点検した道路付属物数 (点検期間：R6年度～R10年度) (3 巡回)			7箇所 (令和7年度)	26箇所 (令和10年度)	
除雪対策事業 除雪作業の実施数			3回：80路線 (R7)	事業継続	
除雪対策事業 融雪剤の保有数(配備)	2,465袋 (R7)	事業継続			
除雪対策事業 除雪機械の真借台数(配備)	6台 (R7)	事業継続			
市計画道路搔樋小路幕ノ内線(柳町工区) L=560m	道路幅及び無電柱化については安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄ることから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限りの早期完成へ向け整備を進める。	無電柱化の推進	工事中 (R7)	完成 (R9)	建設事業課
都市計画道路搔樋小路幕ノ内線(旧城跡工区) L=410m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
田町・谷川瀬線 L=420m			工事中 (R7)	完成 (R17)	
搔樋小路・上柳生線 L=423m	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通及び歩行空間を確保するため、継続して幹線道路等の整備を推進していく。	幹線道路等の体系的な整備	工事中 (R7)	完成 (R10)	建設事業課
清水・空木線 L=280m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
十五丁目・若葉台線(上荒川工区)歩道整備事業 L=840m			工事中 (R7)	完成 (R9)	
十五丁目・若葉台線(菱川町工区)歩道整備事業 L=500m			工事中 (R7)	完成 (R8)	
御境町・北好間線 歩道整備事業 L=1,400m			—	完成 (R15)	
新川・夏井川ルート L=約19km	自転車活用の推進を図り、市民の健康増進やサイクルツーリズムの推進による観光交流人口の拡大、良好な交通環境づくり及び災害時の移動手段等に寄するため、東日本大震災に伴う復旧・復興事業や令和元年度東日本台風に伴う河川施設の改良復旧事業により整備される防潮堤等を有効活用し、自転車ネットワークの構築や安全で快適な自転車走行空間の整備を行う。	自転車道路網の整備	工事中 (R7)	完成 (R9)	建設事業課
北伸ルート L=約6km			工事中 (R8)	完成 (R10)	
安全みちまちプロテクト事業	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。	緊急輸送道路等の防災・減災対策	—	—	建設事業課
法面崩落対策工事を実施した法面数			13箇所 (2025年)	23箇所 (2028年)	
点検する法面数			0箇所 (2025年)	330箇所 (2030年)	
安心みちまち冠水対策事業	既存施設の有効活用をしながら、排水不良や能力不足になっている施設を経済的かつ合理的に改修し冠水を解消する。	安心みちまち冠水対策	—	—	建設事業課
冠水対策を実施した箇所数			62箇所 (2025年)	103箇所 (2030年)	
倒壊等のあるそのあるブロック塀等の撤去等率	倒壊時に危険が生じる恐れのあるブロック塀等の所有者に対し注意喚起・制度の周知を行い、避難路における安全対策を図っていく。	道路に面しているブロック塀の安全対策	3.0% (2023年)	9.0% (2027年)	建築指導課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
6-1 有害物質の大規模拡散・流出					
単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助基数	生活環境の改善や公共用水域の水質保全、健全な水環境の創出を目的として、いわき市浄化槽整備事業補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。	浄化槽整備事業	116 (2024年)	580 (2030年)	経営企画課
—	危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導の強化を図る。 また、危険物貯蔵等事業所に対し、危険物に関する知識の普及啓発を図り、関係機関及び隣接する危険物取扱事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導する。 さらに、危険物施設の点検及び安全性評価を定期的に行わせるとともに、自衛防災体制の強化対策として具体的な災害を想定した予防規程等の整備及び実践的な防災訓練等の実施についても指導していく。	危険物施設の災害予防	—	—	消防本部予防課
6-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく					
—	・学校や地域、児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。 ・放射線について基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法を工夫する。 ・放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てる。 ・いわき市立小中学校の教員を対象に、各校1名が研修に参加することとしている。 ・いわき市内公立小中学校の全教員が本研修に参加し、自信を持って放射線教育を進められることを理想としている。	学校における放射線教育の推進	—	—	学校教育課
空間線量等モニタリング事業 ・市内2,000か所以上で実施	現在は生活空間における空間線量率は一定の低減が図られており、貸出し件数も年々減少傾向にあるが、引き続き、市民への線量計の貸し出しや空間線量率などの測定を行い、放射線モニタリング体制を確保する。	放射線モニタリング体制の確保	実施中 (2025年)	終了予定 (2030年)	資源循環推進課
放射線量計(空間線量計)の貸出し ・資源循環推進課、各支所、各市民SCにて貸出しを実施			実施中 (2025年)	事業継続	
—	実効性のある市地域防災計画(原子力災害対策編)及び市原子力災害広域避難計画に取り組んでいるが、原子力防災体制については県及び広域避難先となる他自治体等と連携する必要があることから、県等の支援を求めながら広域避難計画の具体化・充実化等の取組を引き続き進めていく。	原子力防災体制の充実・強化	—	—	危機管理課
—	原子力防災訓練等を通して必要な資機材を検証するとともに、必要な原子力防災資機材を確保していく。	原子力防災資機材の充実・強化	—	—	危機管理課
いわき市原子力防災訓練	原子力発電所の不測の事態に備え、市・関係機関及び住民が円滑に対応できるよう、原子力防災訓練を毎年実施し、課題の抽出や住民への知識啓発に努めるとともに、原子力災害発生時の応急対策を担う職員向けに原子力防災研修を実施し、職員の対応力向上を図る。	原子力災害広域避難計画に基づく防災訓練等の実施	年1回	継続実施	危機管理課
6-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下					
防災・減災地域共同活動支払交付金事業 荒田目幹線排水路等の補修・更新等	農業用排水施設の補修・更新等は、田んぼダムの取組の効果を十分に発揮させるために重要であることから、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動で行う補修・更新等の防災・減災対策を支援する。	農業用排水施設の防災・減災対策	実施中	事業継続	農業政策課
治山事業(補助) 片岸地区 A=0.02ha	山腹崩壊、山地災害が発生した箇所もしくは発生のおそれがある箇所において、法面の保護や土留め等の山腹工事をを行い、市民生活の安定を図る。	森林の整備・保全	未着手 (2026年)	完了 (2026年)	農林土木課
治山事業(補助) 寺前地区 A=0.02ha			未着手 (2026年)	完了 (2029年)	
治山事業(市単) 大倉地区 A=0.1ha			未着手 (2026年)	完了 (2036年)	
農村地域防災減災事業 農業用河川工 作物応急対策事業(県営事業負担金) 農有地地区 農村地域防災減災事業 たの池寺窪 事業(県営事業負担金) 加瀬前池外6地 区 基幹水利ストックマネジメント事業費 (県営事業負担金) 鮫川堰地区 農業小沼寺長対応中 防災減災事業費 (県営事業負担金) 夏井川左岸3期地 区	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設(排水機場、用水路等)の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。	農業水利施設の長寿命化・防災減災	工事施工中	完了 (2027)	農林土木課
			工事施工中	完了 (2030)	
			工事施工中	完了 (2028)	
			工事施工中	完了 (2028)	
国土調査事業	被災からの復旧を円滑に進められるよう地籍調査を着実に推進する。	国土調査事業	622.21km ² (2024年)	649.47km ² (2029年)	林業振興課
造林補助事業	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を推進します。	森林環境保全直接支援事業	17,510ha (R6)	18,616ha (R12)	林業振興課

事業等名称	推進方針	施策名称	現状値 (時期)	目標値 (時期)	実施主体
目標7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					
7-1 自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態					
受援応援計画の作成 相互応援協定の締結	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて新たな自治体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。	災害時応援体制の整備	—	—	危機管理課
自主防災組織新規結成時等の資材補助	自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。 また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通し、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実にも努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。	自主防災組織等の活性化	—	—	災害対策課
自主防災組織への防災士の配備					
自主防災組織研修会の開催					
女性登録防災士のためのワークショップ	多様な世代や性別の地域における防災リーダーの育成等を図るとともに、行政との連携の強化を組むこととする。	登録防災士の活性化	年2回 R7	年3回 R8	危機管理課
7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
—	・災害廃棄物処理計画に基づき、災害協定を締結している団体との平時からの連携を深め、災害廃棄物処理体制の強化を図る。 ・平時から市民に対し、災害廃棄物排出に関するルールについて周知するなど、理解を深める取り組みを進めていく。 ・災害発生時、市民と行政が連携し、適切かつ秩序ある災害廃棄物の排出を実現できるような体制の構築に努める。	災害廃棄物処理体制の整備	—	—	資源循環推進課
7-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態					
国土調査事業	被災からの復旧を円滑に進められるよう地籍調査を着実に推進する。	国土調査事業	622.21km ² (2024年)	649.47km ² (2029年)	林業振興課
7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					
指定文化財等保存事業 (飯野八幡宮防災設備管理業務等補助等)	指定文化財の所有者が行う文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に対し、市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助を行い、文化財の適正かつ良好な状態での保存・継承を図る。 また、文化財防火デー等を活用し、定期的な防災訓練等を実施することにより、地域の宝である文化財の保護及び市民との防災意識の共有を図っていく。	文化財の保護対策	実施中 (2026年)	事業継続	文化振興課
文化財保存活用地域計画策定事業					
7-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響					
放射線への理解促進（出前講座）	震災や原発事故を知らない新たな世代が放射線への正しい理解が深められるように、放射線教育の支援や関係する各機関と協力して理解促進に取り組んでいく。	放射線に関する知識の普及と啓発	—	—	保健所総務課
空間線量等モニタリング事業 ・市内2,000か所以上で実施	現在は生活空間における空間線量率は一定の低減が図られており、貸出し件数も年々減少傾向にあるが、引き続き、市民への線量計の貸出しや空間線量率などの測定を行い、放射線モニタリング体制を確保する。	放射線モニタリング体制の確保	実施中 (2025年)	終了予定 (2030年)	資源循環推進課
放射線量計（空間線量計）の貸出し ・資源循環推進課、各支所、各市民SCにて貸出しを実施					

施策名称	施策分野												担当課
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用	
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ													
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生													
外国人に対する情報提供等（平常時）										○			男女共同・多文化共生センター
総合的な空き家等対策の推進		○											住まい政策課
住宅の耐震化		○											住まい政策課
学校における防災教育の推進										○			学校教育課
学校施設の老朽化対策等											○		学校支援課
公民館等長寿命化事業											○		生涯学習課
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○							産業みらい課
私立認可保育所等の耐震化・長寿命化			○								○		保育・幼稚園課
公立保育所の耐震化・長寿命化			○								○		保育・幼稚園課
住宅の耐震化		○											建築指導課
建築物の耐震化		○											建築指導課
道路に面しているブロック塀の安全対策		○											建築指導課
跨線人道橋の整備		○											都市整備課
駅前広場等施設の長寿命化		○											都市整備課
小名浜港背後地施設の長寿命化		○											都市整備課
都市計画道路の整備						○							都市整備課
都市計画道路の整備						○							勿来区画整理事務所
道路メンテナンス事業											○		維持保全課
無電柱化の推進						○							建設事業課
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○							建設事業課
市営住宅の長寿命化等											○		住宅営繕課
危険物施設の災害予防	○												消防本部予防課
消防団施設の集約及び統合	○												消防本部総務課
消防車両等資機材の整備	○												消防本部警防課
消防団員の充実強化	○												消防本部総務課
消防団機械等資機材の整備	○												消防本部総務課
防災ラジオ貸出										○			災害対策課
防災アプリの普及啓発										○			災害対策課
防災メールの普及啓発										○			災害対策課
防災訓練の実施										○			災害対策課
移動系防災行政無線	○												災害対策課
住民への情報伝達手段の充実										○			災害対策課
避難場所・避難所の標識の設置										○			災害対策課
指定避難場所・避難所の確保										○			災害対策課
防災知識の普及と防災意識の高揚										○			災害対策課
自主防災組織等の活性化										○			災害対策課
地区防災計画の策定の促進										○			危機管理課
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生													
外国人に対する情報提供等（平常時）										○			男女共同・多文化共生センター
学校における防災教育の推進										○			学校教育課
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○							産業みらい課
幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等			○										保育・幼稚園課
消防団施設の集約及び統合	○												消防本部総務課
消防団員の充実強化	○												消防本部総務課
消防団機械等資機材の整備	○												消防本部総務課
小名浜港背後地施設の長寿命化		○											都市整備課
津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成										○			災害対策課
津波避難計画策定										○			災害対策課
津波自動車避難ガイドライン策定										○			災害対策課
防災行政無線屋外拡声器子局更新										○			災害対策課
防災ラジオ貸出										○			災害対策課

施策名称	施策分野												担当課
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用	
防災アプリの普及啓発										○			災害対策課
防災メールの普及啓発										○			災害対策課
防災訓練の実施										○			災害対策課
移動系防災行政無線	○												災害対策課
住民への情報伝達手段の充実										○			災害対策課
避難場所・避難所の標識の設置										○			災害対策課
指定避難場所・避難所の確保										○			災害対策課
防災知識の普及と防災意識の高揚										○			災害対策課
自主防災組織等の活性化										○			災害対策課
地区防災計画の策定の促進										○			危機管理課
1-3 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生													
外国人に対する情報提供等（平常時）										○			男女共同・多文化共生センター
学校における防災教育の推進										○			学校教育課
幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等			○										保育・幼稚園課
危険物施設の災害予防	○												消防本部予防課
消防団施設の集約及び統合	○												消防本部総務課
消防団員の充実強化	○												消防本部総務課
消防団機械等資機材の整備	○												消防本部総務課
職員の安全対策資機材の整備	○												災害対策課
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）													
外国人に対する情報提供等（平常時）										○			男女共同・多文化共生センター
土砂災害防止対策の推進		○											住まい政策課
学校における防災教育の推進										○			学校教育課
農業水利施設の長寿命化・防災減災							○						農林土木課
下水道施設の浸水対策		○											下水道事業課
河川等堆積土砂撤去事業の推進									○				維持保全課
水防DXの推進												○	土木政策課河川政策担当
流域治水プロジェクト・河川洪水ハザードマップ整備事業										○			土木政策課河川政策担当
河川改良事業等の推進		○											建設事業課
消防団施設の集約及び統合	○												消防本部総務課
消防団員の充実強化	○												消防本部総務課
消防団機械等資機材の整備	○												消防本部総務課
土砂災害警戒区域総括図の作成										○			災害対策課
高潮ハザードマップの作成										○			災害対策課
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生													
外国人に対する情報提供等（平常時）										○			男女共同・多文化共生センター
ため池ハザードマップの作成							○						農林土木課
森林の整備・保全							○						農林土木課
避難行動要支援者避難支援事業	○												保健福祉課
幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等			○										保育・幼稚園課
緊急輸送道路等の防災・減災対策							○						建設事業課
消防団施設の集約及び統合	○												消防本部総務課
消防団員の充実強化	○												消防本部総務課
消防団機械等資機材の整備	○												消防本部総務課
防災ラジオ貸出										○			災害対策課
防災アプリの普及啓発										○			災害対策課
防災メールの普及啓発										○			災害対策課
防災訓練の実施										○			災害対策課
移動系防災行政無線	○												災害対策課
住民への情報伝達手段の充実										○			災害対策課
避難場所・避難所の標識の設置										○			災害対策課
指定避難場所・避難所の確保										○			災害対策課
防災知識の普及と防災意識の高揚										○			災害対策課

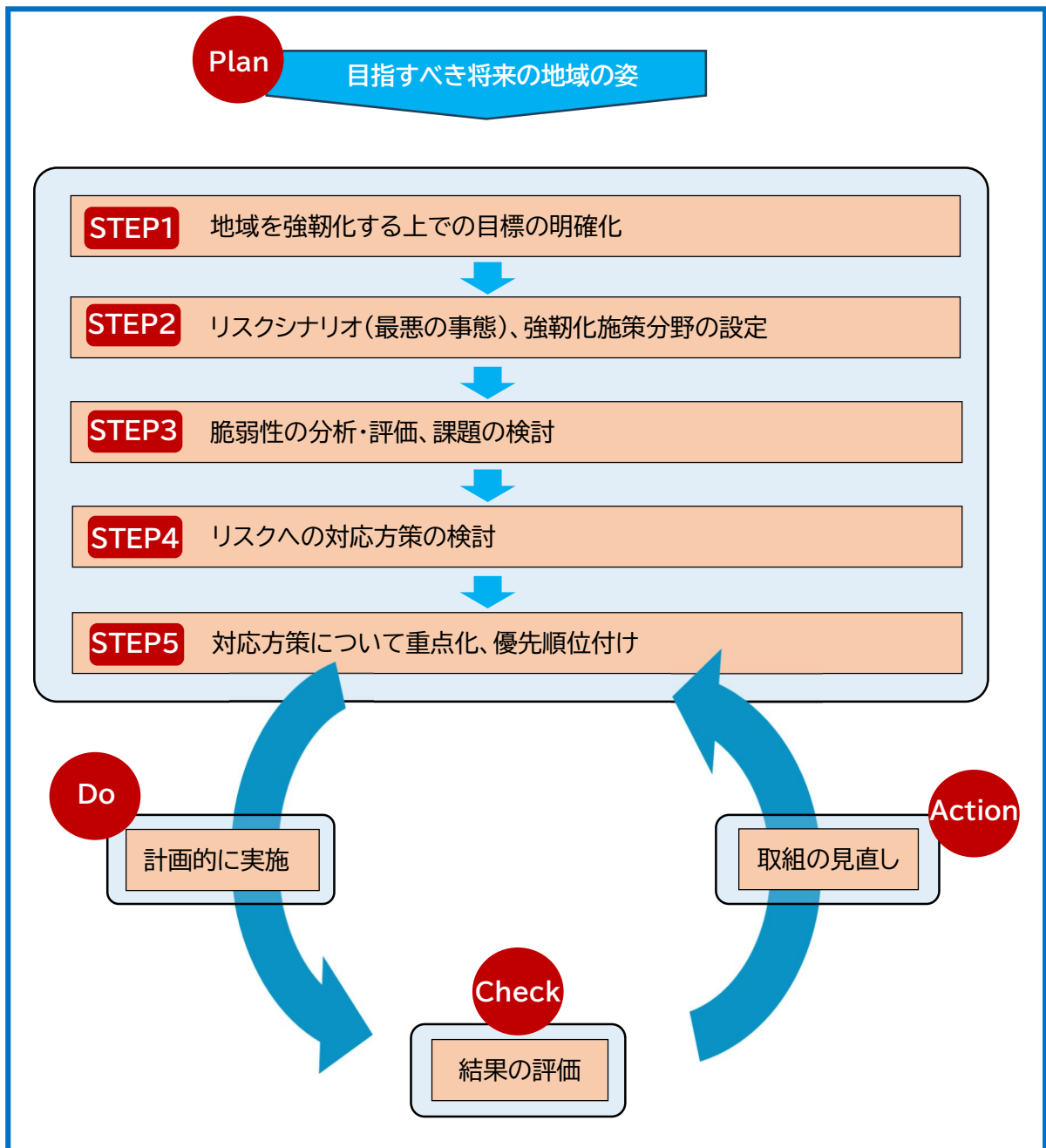
施策名称	施策分野												担当課
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用	
自主防災組織等の活性化										○			災害対策課
地区防災計画の策定の促進										○			危機管理課
1-6 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生													
幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等			○										保育・幼稚園課
道路の除雪対策						○							維持保全課
住民への情報伝達手段の充実										○			災害対策課
避難場所・避難所の標識の設置										○			災害対策課
指定避難場所・避難所の確保										○			災害対策課
防災知識の普及と防災意識の高揚										○			災害対策課
自主防災組織等の活性化										○			災害対策課
地区防災計画の策定の促進										○			危機管理課
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ													
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足													
市民防災力の向上	○												消防本部警防課
消防拠点施設の整備	○												消防本部総務課
消防職員の充実・強化	○												消防本部総務課
消防車両等資機材の整備	○												消防本部警防課
マイナ救急による活動の迅速化	○												消防本部警防課
2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺													
医療器具・医薬品の確保			○										保健所総務課
災害医療ネットワークの確立			○										保健所総務課
防災拠点施設アクセス路の整備						○							建設事業課
消防職員の充実・強化	○												消防本部総務課
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生													
学校給食共同調理場の移転改築											○		学校支援課
学校施設の老朽化対策等											○		学校支援課
公民館等長寿命化事業											○		生涯学習課
高齢者施設等の耐震化等	○												高齢福祉課
医療器具・医薬品の確保			○										保健所総務課
災害医療ネットワークの確立			○										保健所総務課
避難所等における感染症等の拡大防止			○										保健所感染症対策課
床上浸水等による衛生環境の悪化への対策			○										保健所感染症対策課
下水道施設の老朽化・耐震化等											○		下水道事業課
自転車道路網の整備												○	建設事業課
防災拠点施設アクセス路の整備												○	建設事業課
備蓄による物資の確保	○												危機管理課
災害時応援協定による物資調達	○												危機管理課
住民による備蓄の推進											○		危機管理課
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止													
給水区域外における応急給水体制の確保											○		生活安全課
学校給食共同調理場の移転改築												○	学校支援課
高齢者施設等の耐震化等	○												高齢福祉課
道路メンテナンス事業												○	維持保全課
防災拠点施設アクセス路の整備												○	建設事業課
非常用飲料水の供給				○									水道局営業課
水道施設の強靱化とバックアップ機能の強化等				○									水道局配水課
水道施設の強靱化とバックアップ機能の強化等				○									水道局配水課
消防職員の充実・強化	○												消防本部総務課
備蓄による物資の確保	○												危機管理課
災害時応援協定による物資調達	○												危機管理課
住民による備蓄の推進											○		危機管理課

施策名称	施策分野												担当課
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用	
都市計画道路の整備						○							都市整備課
都市計画道路の整備						○							勿来区画整理事務所
道路メンテナンス事業											○		維持保全課
道路の除雪対策						○							維持保全課
無電柱化の推進						○							建設事業課
自転車道路網の整備						○							建設事業課
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○							建設事業課
安心みちまち冠水対策						○							建設事業課
目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない													
6-1 有害物質の大規模拡散・流出													
浄化槽整備事業								○					経営企画課
危険物施設の災害予防	○												消防本部予防課
6-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく													
学校における放射線教育の推進										○			学校教育課
放射線モニタリング体制の確保										○			資源循環推進課
原子力防災体制の充実・強化	○												危機管理課
原子力防災資機材の充実・強化	○												危機管理課
原子力災害広域避難計画に基づく防災訓練等の実施										○			危機管理課
6-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下													
農業用排水施設の防災・減災対策							○						農業政策課
森林の整備・保全							○						農林土木課
農業水利施設の長寿命化・防災減災							○						農林土木課
国土調査事業						○							林業振興課
森林環境保全直接支援事業						○							林業振興課
目標7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する													
7-1 自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態													
災害時応援体制の整備	○												危機管理課
自主防災組織等の活性化										○			災害対策課
登録防災士の活性化										○			危機管理課
7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態													
災害廃棄物処理体制の整備	○												資源循環推進課
7-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態													
国土調査事業						○							林業振興課
7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失													
文化財の保護対策	○												文化振興課
7-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響													
放射線に関する知識の普及啓発										○			保健所総務課
放射線モニタリング体制の確保										○			資源循環推進課

第6章 計画の推進

本計画の進捗管理は、市地域防災計画や分野別計画との整合性を確保するとともに、災害の発生状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行っていくこととします。

また、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靱化施策の推進を図っていきます。



いわき市国土強靱化地域計画

令和2年12月策定

(令和8年4月改訂)

危機管理部 危機管理課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7551

FAX：0246-22-1145